

**参考資料 2**

中央教育審議会大学分科会  
大学教育部会短期大学WG（第4回）  
H26.3.28

**平成24年度**

**短期大学教育の改善等の状況**

**文部科学省高等教育局大学振興課**

## 短期大学教育の改善等の状況

### 【目次】

#### 1. 教育内容・方法の改善

- (1) カリキュラムの編成 . . . . . 1
- (2) 産学連携教育の実施状況 . . . . . 2
- (3) セメスター制の採用状況 . . . . . 3
- (4) 履修単位の登録上限の設定状況 . . . . . 4
- (5) シラバスの作成状況 . . . . . 4
- (6) 高等学校での履修状況への配慮の状況 . . . . 4
- (7) 初年次教育の実施状況 . . . . . 5
- (8) 全学的な履修指導または学習支援制度  
の取組 . . . . . 6
- (9) 少人数教育の実施状況 . . . . . 7
- (10) ファカルティ・ディベロップメント（FD）  
の実施状況 . . . . . 7
- (11) 成績評価の状況 . . . . . 10
- (12) GPA制度の活用 . . . . . 10

#### 2. 開かれた大学づくり

- (1) 修業年限の弾力化の状況 . . . . . 12
- (2) 入学・卒業時期の弾力化の状況 . . . . . 12
- (3) 他の大学との単位互換制度等の状況 . . . . . 13
- (4) 大学以外の教育施設等における学修の  
単位認定制度の有無 . . . . . 14
- (5) 高大接続の状況 . . . . . 14
- (6) 社会人学生の受入れ . . . . . 15
- (7) 科目等履修生の受入れ状況 . . . . . 15
- (8) 聴講生の受入れ状況 . . . . . 16
- (9) 履修証明プログラムの実施状況 . . . . . 17

#### 3. 運営組織の活性化 . . . . . 18

#### 4. 自己点検・評価、認証評価、学生による授業評価 の実施の状況

- (1) 自己点検・評価の実施状況 . . . . . 19
- (2) 認証評価結果に関する情報の公表状況 . . . . . 19
- (3) 学生による授業評価の実施状況 . . . . . 20

#### 5. 学位授与の方針等の策定と公表の状況

- (1) 学位授与の方針等の策定と公表の状況 . . . . . 22
- (2) 教育課程編成・実施の方針  
（カリキュラム・ポリシー） . . . . . 22
- (3) 入学者受入れの方針  
（アドミッション・ポリシー） . . . . . 23

#### 6. 大学における情報の積極的な公表 . . . . . 25

#### 7. セクシュアル・ハラスメント等の防止の

- ための取組 . . . . . 26

#### 8. 学生の学修時間・学修成果等の把握の状況

- (1) 学生の学修時間・学修成果等の把握の状況 . . . 27
- (2) 課程を通じた学修成果の把握の状況 . . . . . 27

#### 9. 地域貢献・連携

- (1) 自治体等との連携 . . . . . 28
- (2) 地元企業等との連携 . . . . . 28
- (3) 地域の学習ニーズにこたえるための取組の  
状況 . . . . . 29
- (4) 公開講座 . . . . . 30

#### 10. キャリア教育の取組状況 . . . . . 31

#### 11. 教学マネジメントに関する特徴的な取組 . . . . . 33

# 短期大学教育の改善等の状況

文部科学省高等教育局大学振興課

文部科学省では、平成24年度の短期大学における教育内容等の改善の状況等について調査を行い、この度、その結果をとりまとめました。

調査は公私立の短期大学（対象校：349（公立18、私立331 ※募集停止中の短期大学は除く）校）に対して行い、349校から回答を得ました。

（なお、設問によっては無回答の短期大学があるため、学校数等の合計は必ずしも一致しません。）

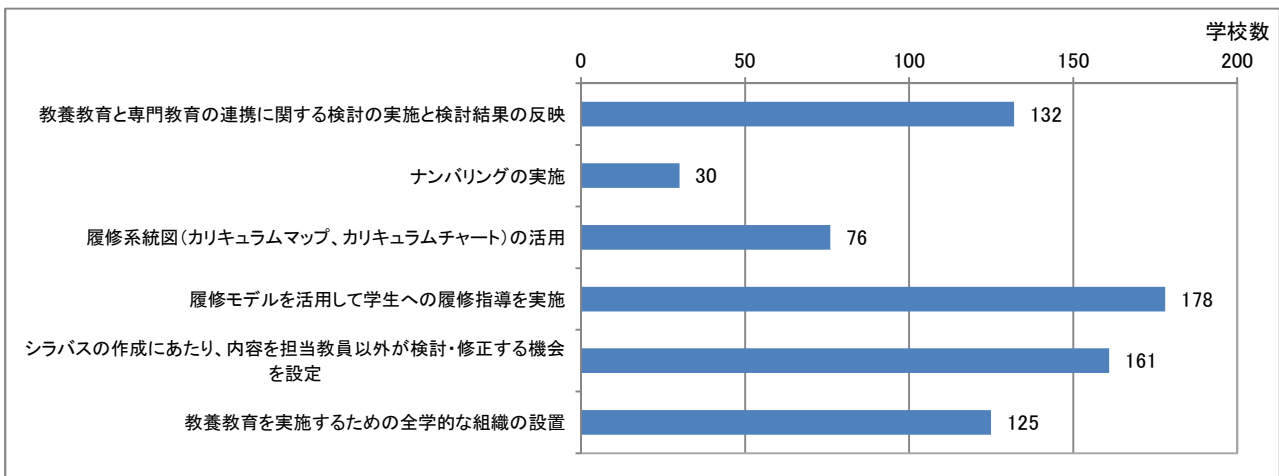
## 1. 教育内容・方法の改善

### （1）カリキュラムの編成

#### ①カリキュラム編成上の工夫の状況

カリキュラム編成上の工夫としての具体的な取組については、「履修モデルを活用して学生への履修指導を実施している」短期大学が178大学（約51%）、「シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定している」短期大学が161大学（約46%）となっている。

一方、「ナンバリングを実施している」短期大学は30大学（約9%）にとどまっている。

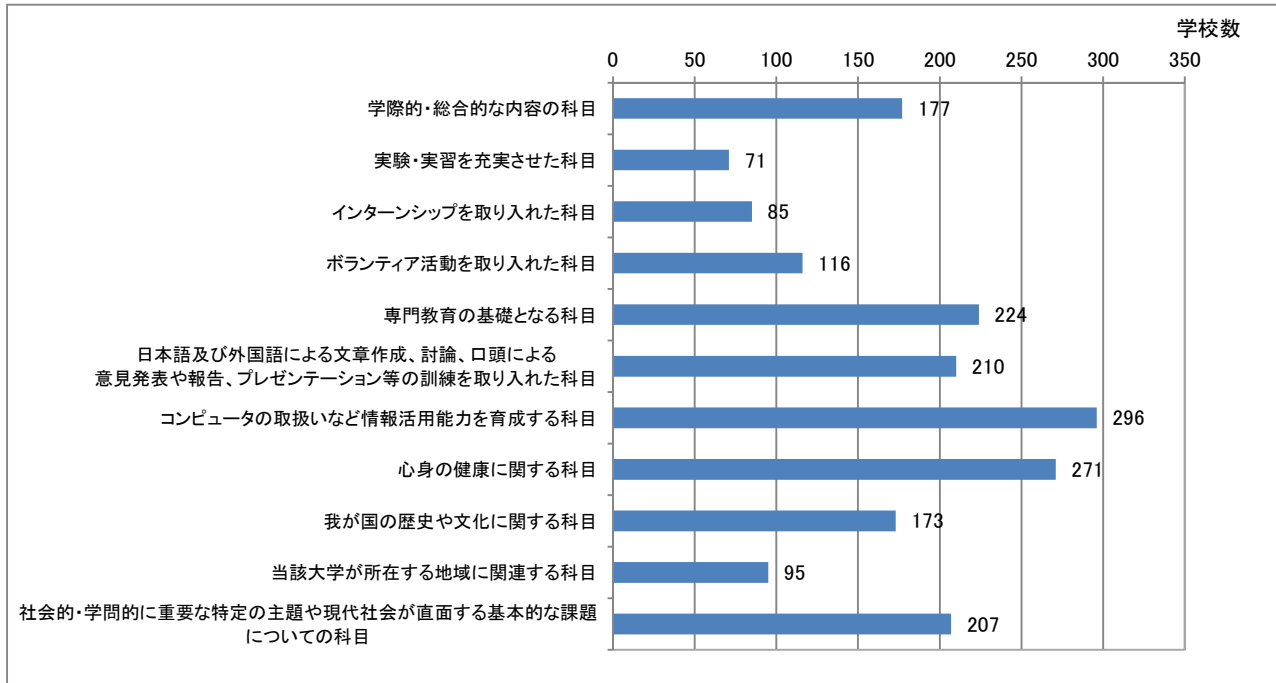


※「ナンバリング」とは、カリキュラムの体系的性を示すために、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること。

※「履修体系図（カリキュラムマップ、カリキュラムチャート）」とは、学生に身につけさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、授業科目の体系的な履修を促すことを目的とした図を指す。

## ②教養教育の実施状況

各学科（専攻課程）の専門分野以外に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を慣用する」ことを目的とする科目（以下、教養教育科目）について、「コンピュータの取扱いなど情報活用能力を養成する科目」を開設している短期大学が296大学（約85%）、「心身の健康に関する科目」を開設している短期大学が271大学（約78%）となっている。

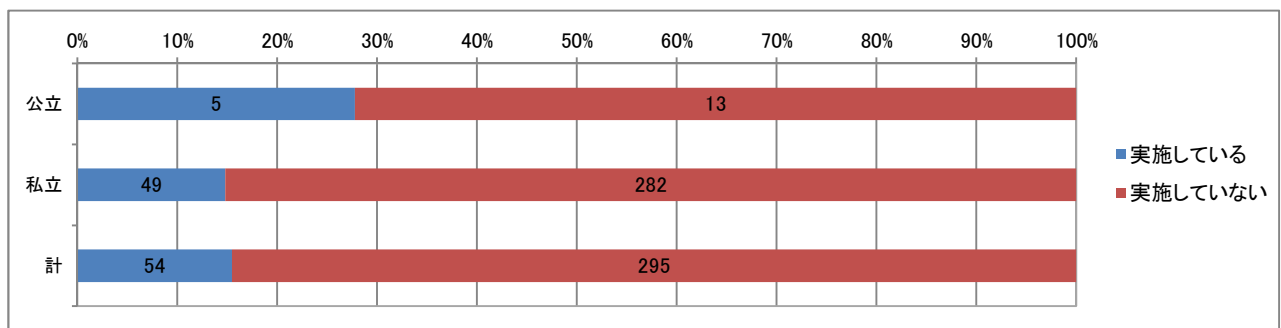


## (2) 産学連携教育の実施状況

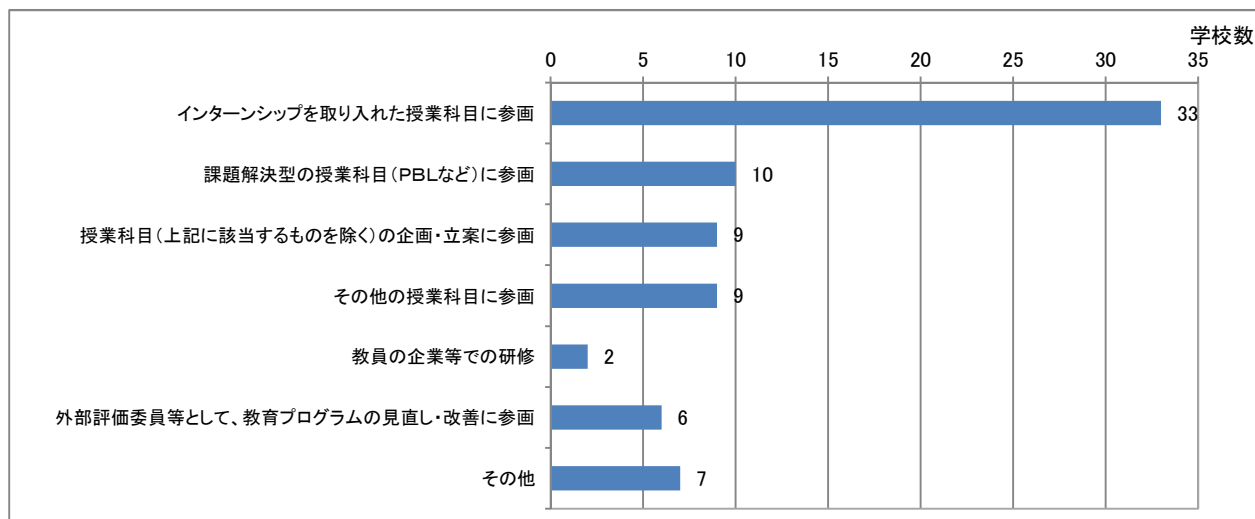
産学が連携した教育（産学が連携して具体的なカリキュラムの作成を行うなど、産学双方の協力体制のもとで教育に当たっているもの）を実施している短期大学は54大学（約15%）にとどまる。

また、産業界から参画する者（民間企業経験者）の具体的な取組内容としては、「インターンシップを取り入れた授業科目に参画」している場合が多い。

### ①産学が連携した教育の実施状況



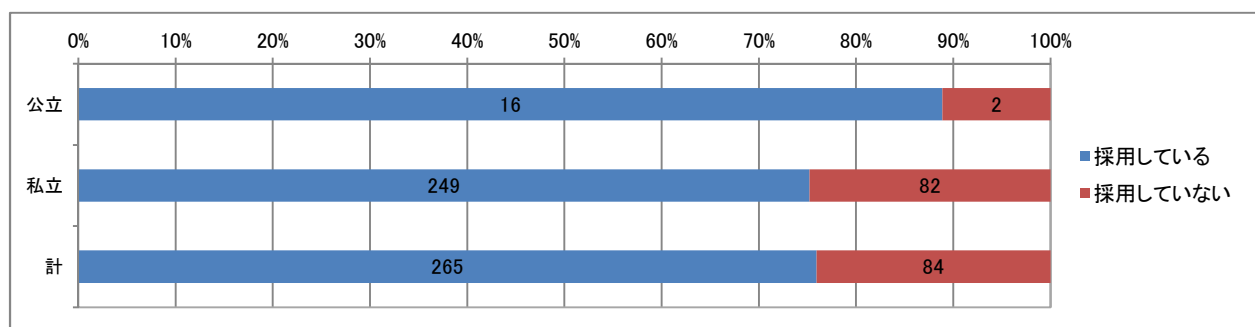
## ②産業界から参画する者の具体的な取組内容



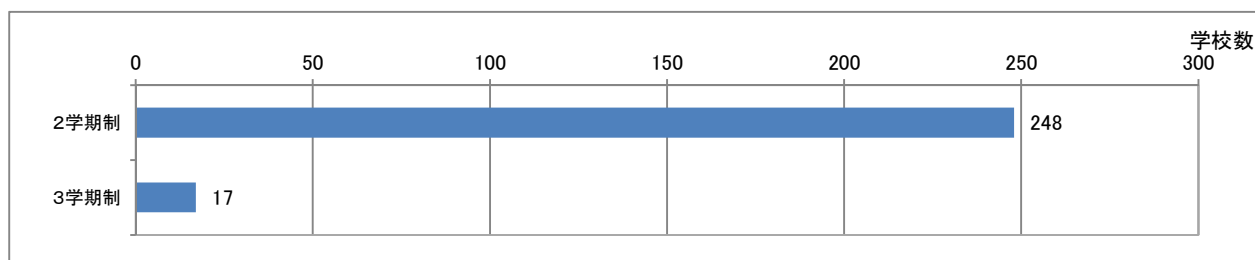
## (3) セメスター制の採用状況

平成24年度現在、セメスター制での開講を原則とする短期大学は265大学(約76%)で、主に2学期制を採用している。

### ①セメスター制の採用の有無



### ②セメスター制を導入している大学における学期の区分

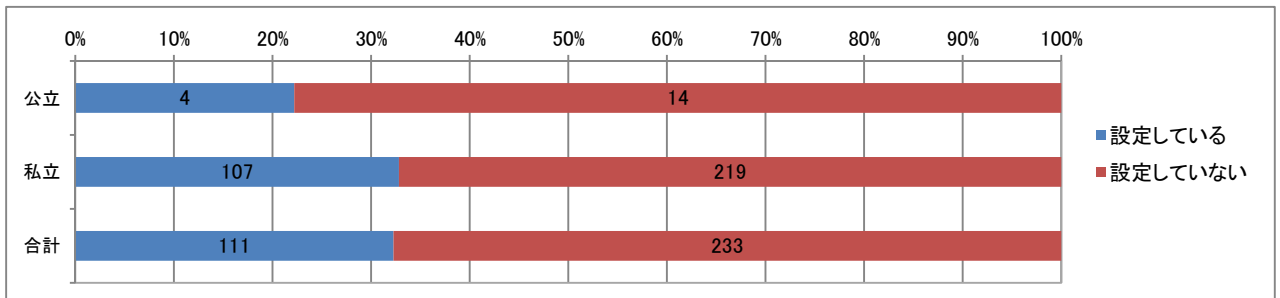


セメスター制：

1学年複数学期制の授業形態で、通年制(ひとつの授業を1年間通して実施)における前期・後期の区分とは異なり、ひとつの授業を学期(セメスター)ごとに完結させる制度。

(4) 履修単位の登録上限の設定状況

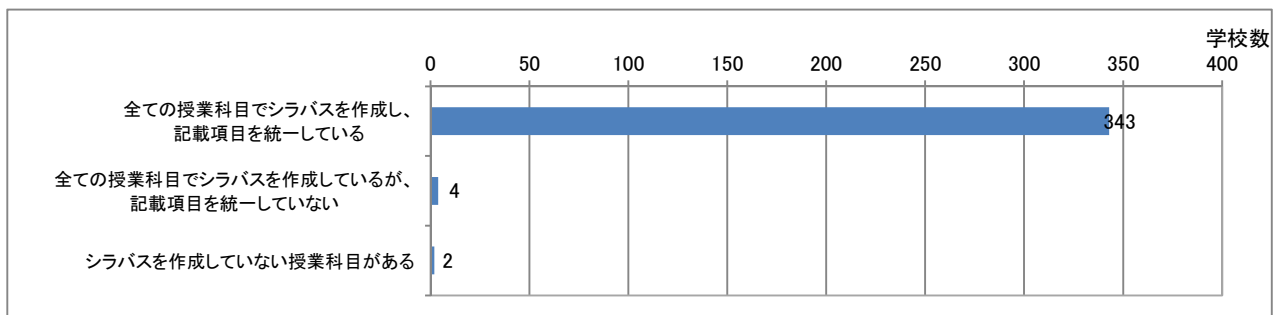
単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を定めている短期大学は111大学（約32%）となっている。



※履修科目の登録上限の設定については、平成11年9月の短期大学設置基準改正（短期大学設置基準第13条の2）により、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位の上限を定めるよう努めることとされている。

(5) シラバスの作成状況

347大学（約99%）において全ての授業科目でシラバスを作成している。

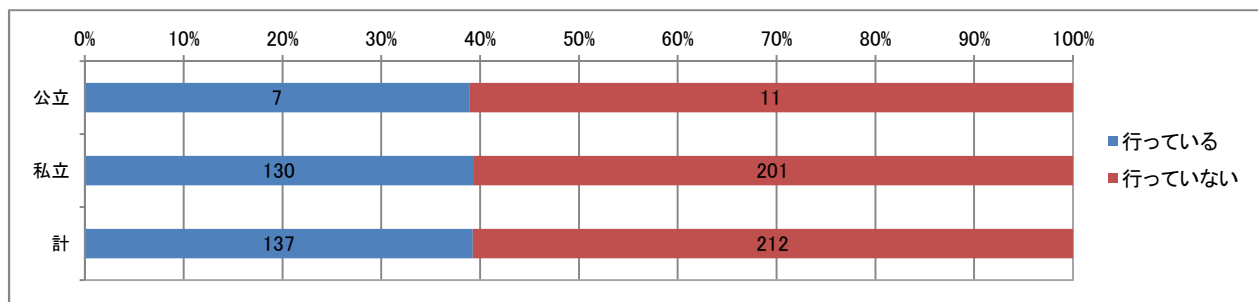


※「シラバス」とは授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、履修する上での必要な要件等を詳細に示した授業計画を指す。平成19年7月の短期大学設置基準改正（短期大学設置基準第11条の2）においても、大学が授業の方法・内容、1年間の授業の計画及び成績評価基準を、学生に対してあらかじめ明示することとされている。

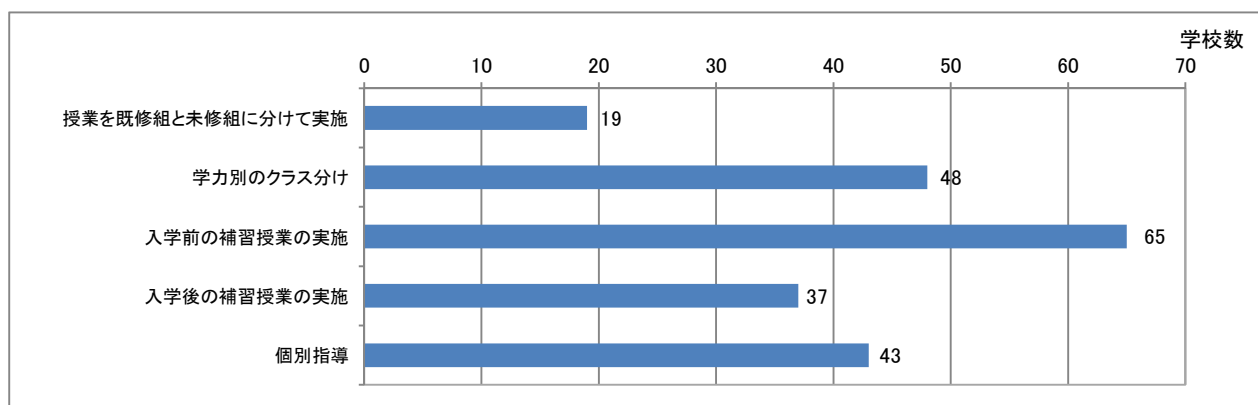
(6) 高等学校での履修状況への配慮の状況

137大学（約39%）において、専門高校出身者や帰国子女、高等学校で当該科目を履修していない者等に対して、補習授業の実施や、学力別のクラス分け、個別指導の実施等、高等学校での履修の状況に配慮した取組が実施されている。

①高等学校での履修状況への配慮を実施している短期大学



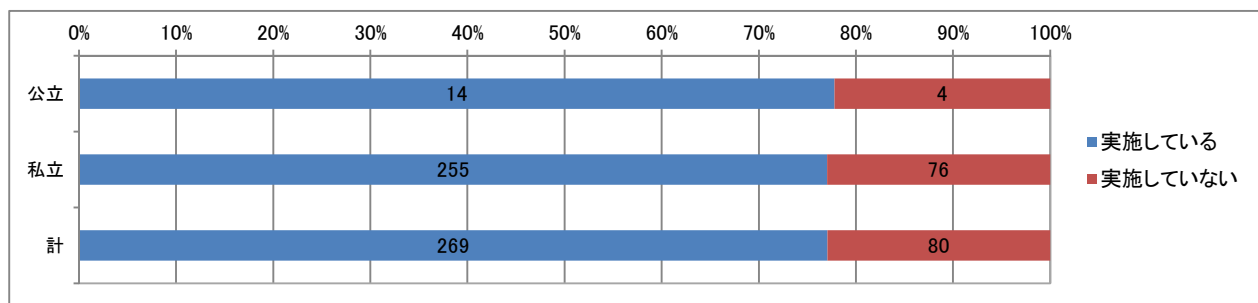
②高等学校での履修状況への配慮の内容



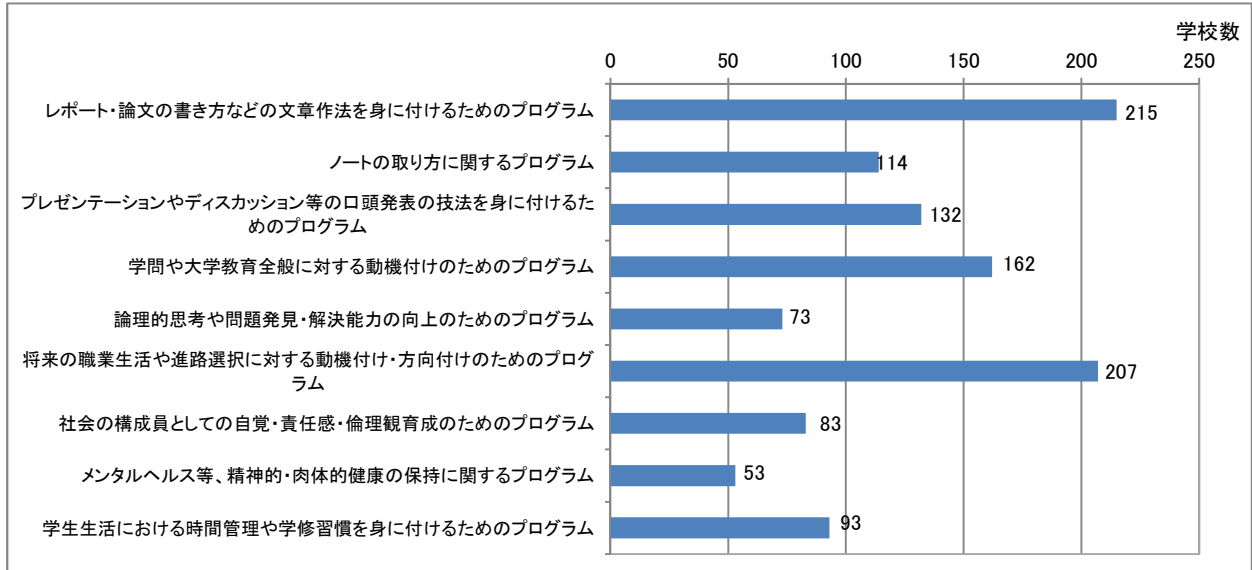
(7) 初年次教育の実施状況

269大学（約77%）において、初年次教育が実施されており、文章作法や将来の職業生活や進路選択に対する動機付け・方向付けのためのプログラムを開設する大学が多い。

①初年次教育の実施の有無



## ②初年次教育の具体的内容

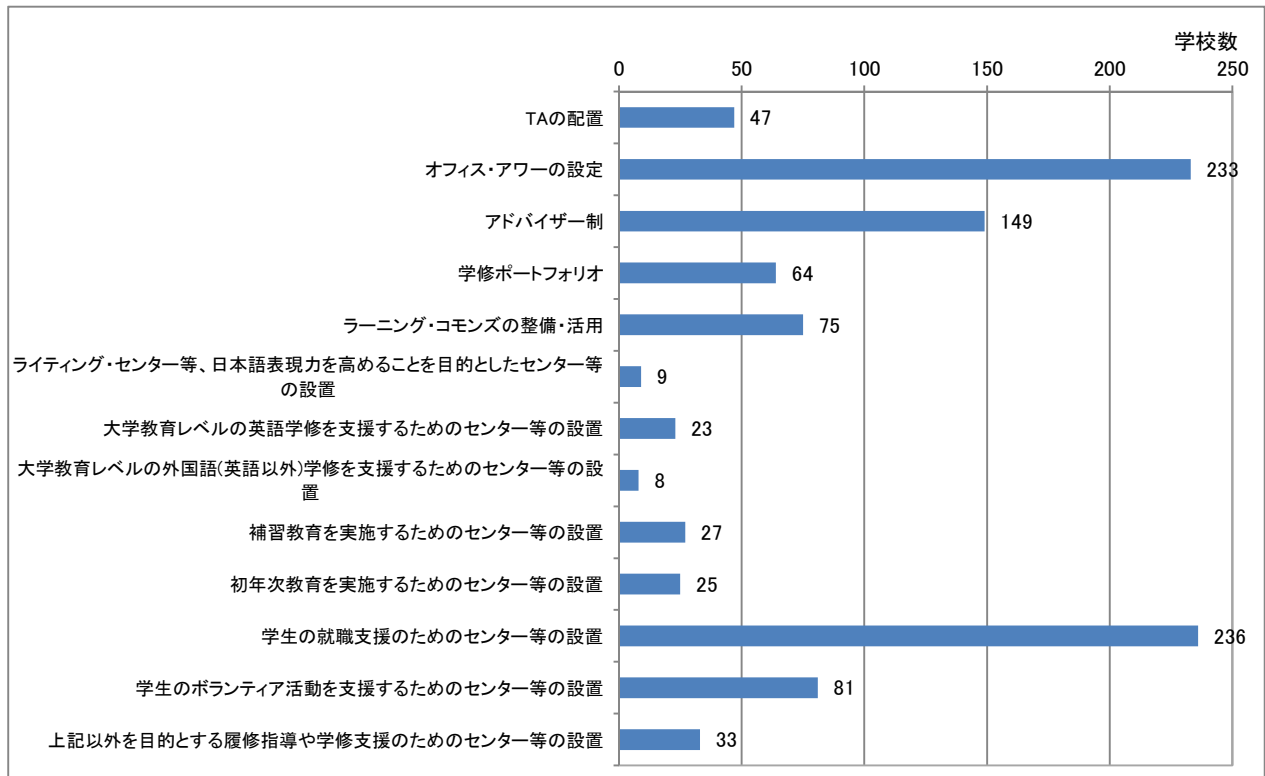


初年次教育：

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸条件を成功させるべく、主として大学新入学生を対象に作られた総合的教育プログラム。高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なり、新入生に最初に提供されることが強く意識されたもの。

## (8) 全学的な履修指導または学修支援制度の取組

全学的な履修指導または学生支援制度の取組として、多くの短期大学において、オフィス・アワーの設定、学生の就職支援のためのセンター等の設置などが行われている。





学修ポートフォリオ：

学生が、学習過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標、学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表等）を長期にわたって収集したもの。これらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題を見つけてステップアップを図ることなどを目的としている。

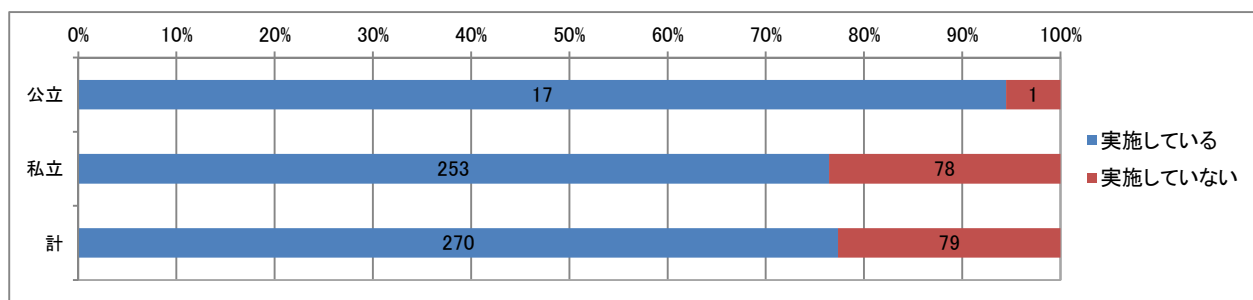
ラーニング・コモンズ：

大学図書館等における、学生が学習のために集うことのできる共有スペース。グループ活動エリア、プレゼンテーションエリア、PC利用エリア等、個人の自習環境に加え、グループワークにも適した学習環境を指す。

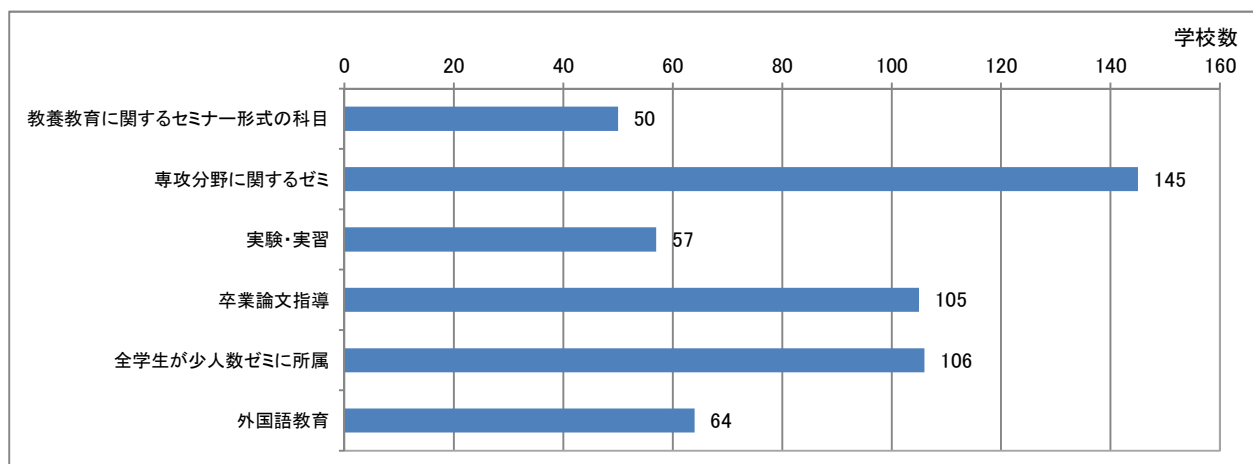
## (9) 少人数教育の実施状況

270大学（約77%）において少人数教育（20名以下程度）がなされており、ゼミや卒業論文指導などが主に行われている。

### ①少人数教育の実施の有無



### ②少人数教育の実施内容



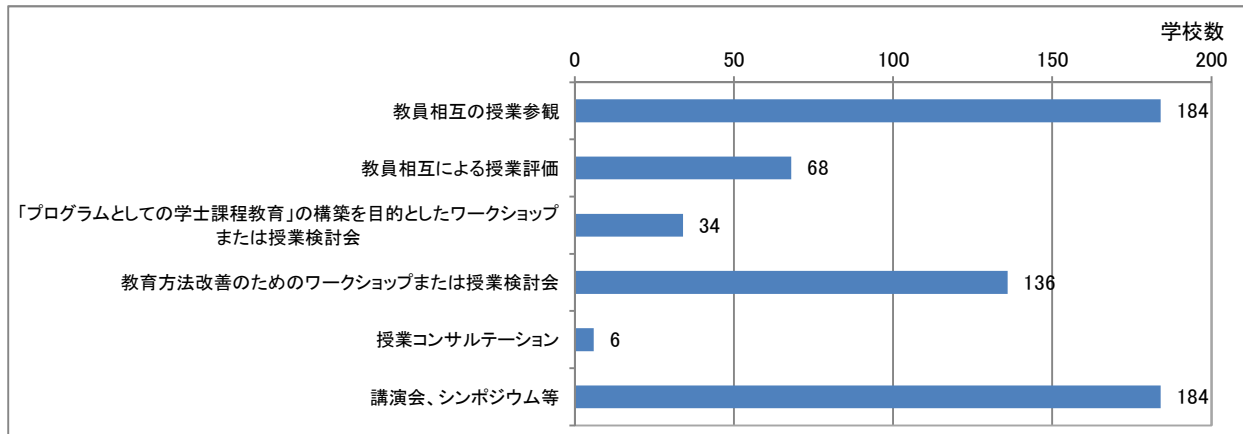
## (10) ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況

FD活動の具体的内容として、教員相互の授業参観や、講演会、シンポジウム等を実施している短期大学が多い。

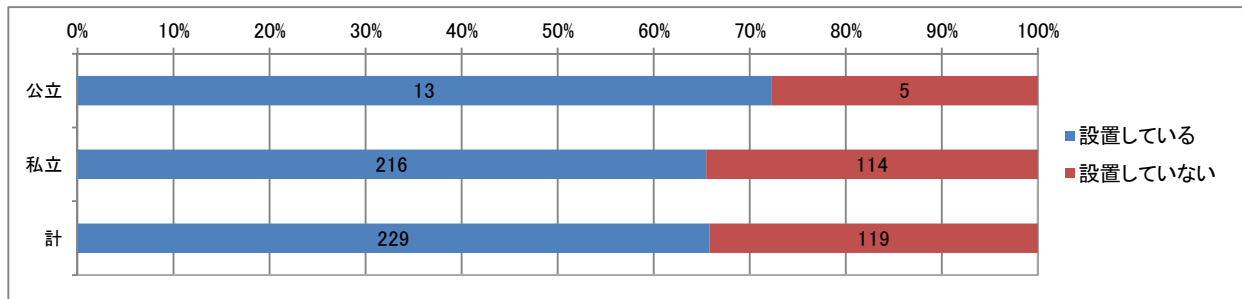
また、6割以上の短期大学において、FDに関するセンター等の組織を設置しており、多くは授業内容、方法の改善、向上を目的としている。

こうしたFD活動を推進するための専門家の活用状況について見ると、外部の専門家を活用するとの回答が多い。

①平成24年度に全学的なFDとして行ったもの

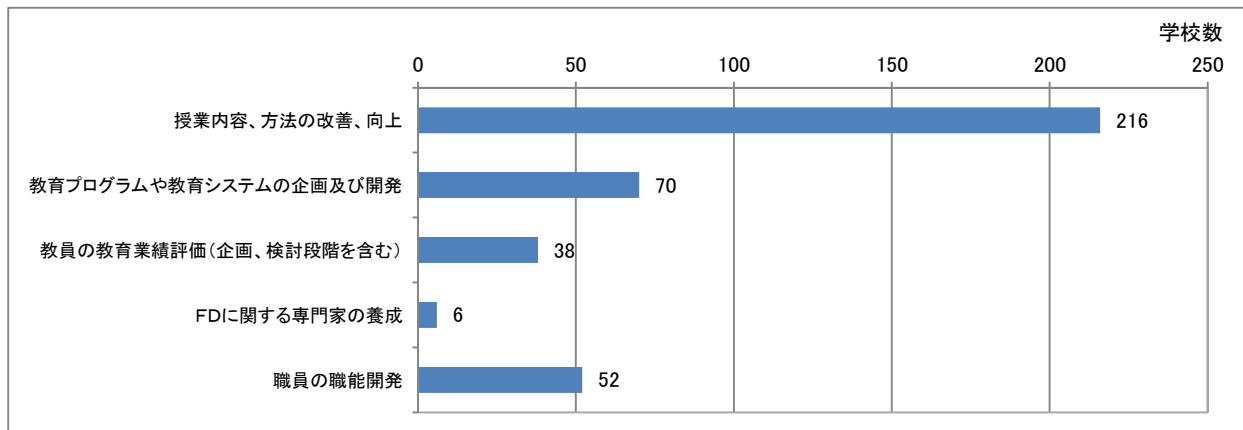


②FDに関するセンター等の組織の設置状況

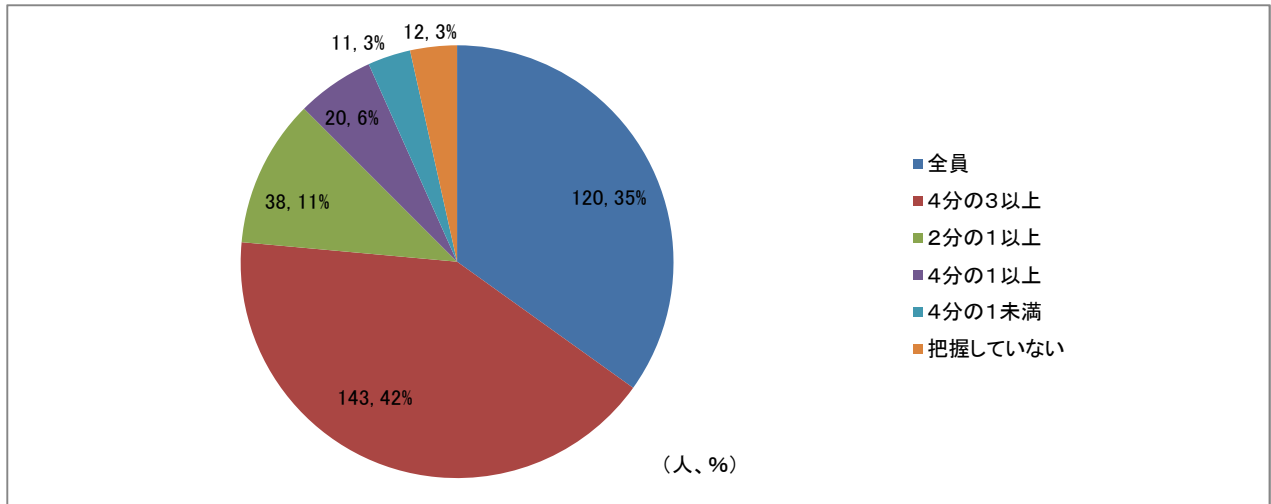


※「設置している」には他大学と共同でセンター等を設置している場合を含む。

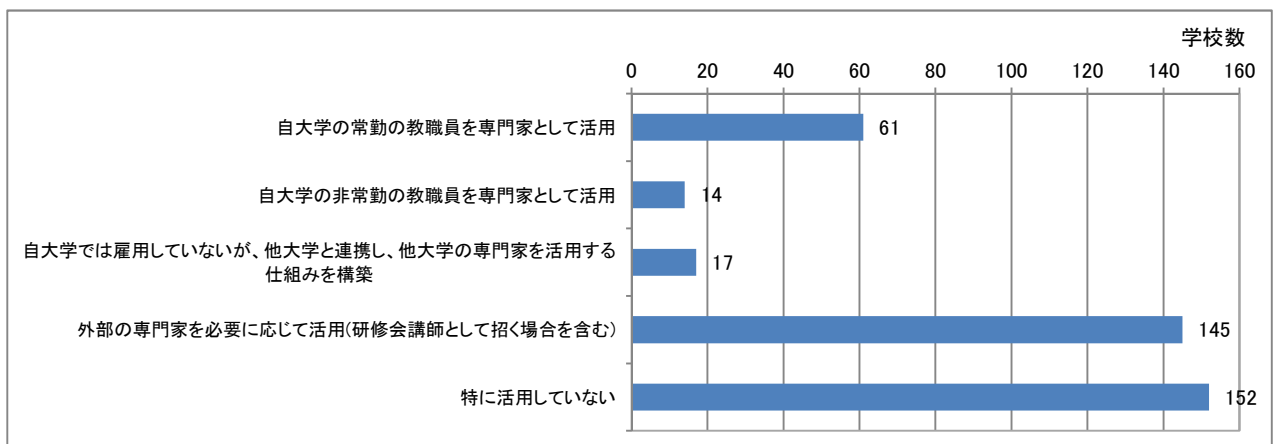
③設置している場合、その組織に求められる役割



④大学全体の専任教員のうち、各大学における、平成24年度にFDに参加した者の割合



⑤FDの実施にあたり、FDに関する専門家の活用の状況



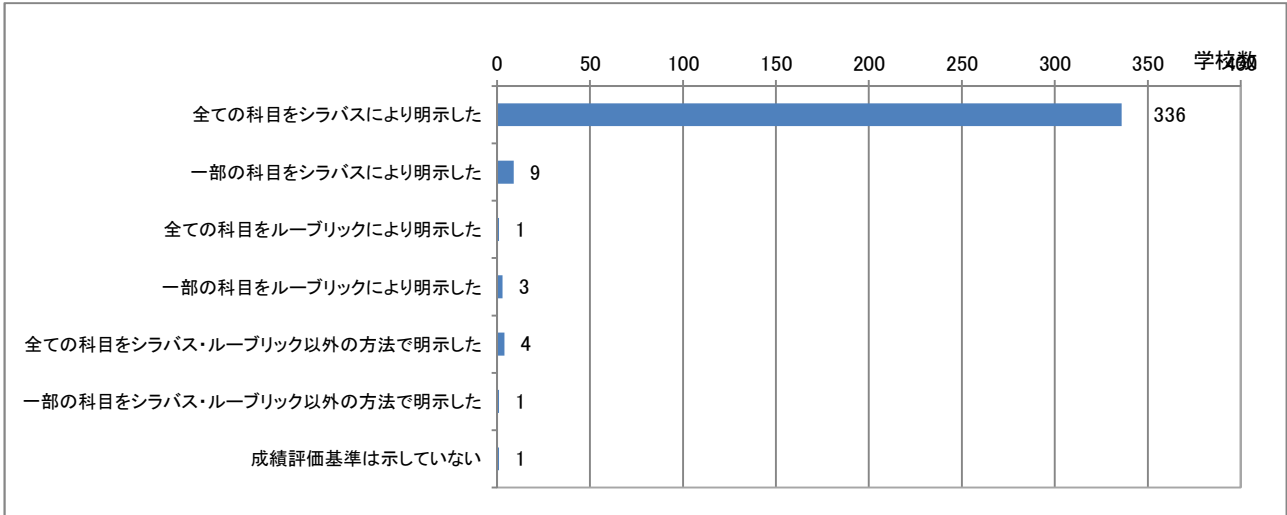
ファカルティ・ディベロップメント (FD) :

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な研修または研究の総称で、平成19年7月の短期大学設置基準改正(短期大学設置基準第11条の3)において義務化された。

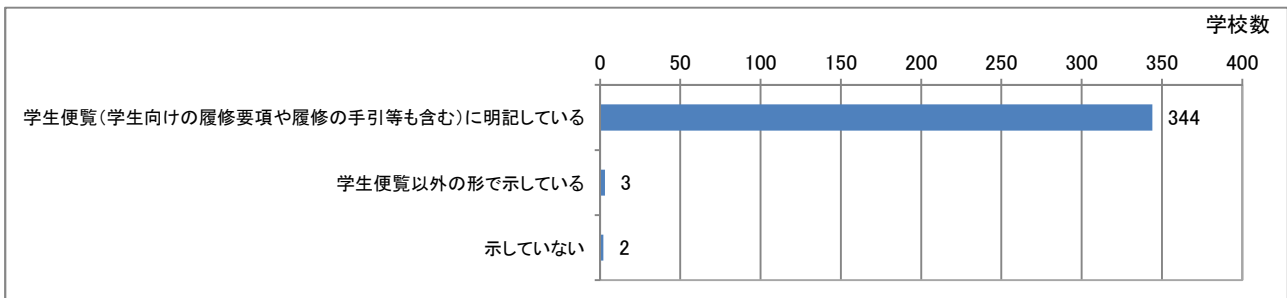
(11) 成績評価の状況

平成24年度においては、全ての授業科目の成績評価基準をシラバスで明示した短期大学は336大学（約96%）である。また、卒業認定の基準の提示方法について、334大学（約96%）が、学生便覧に明記している。

①成績評価基準等の明示の方法



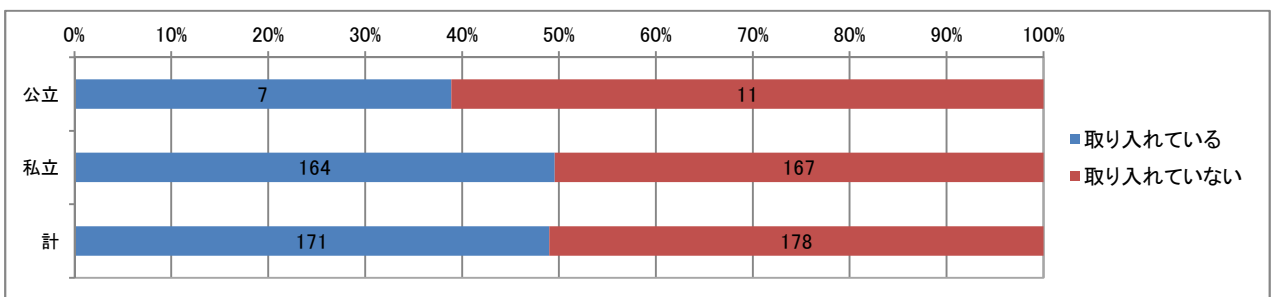
②学生に対する卒業認定の基準の提示方法



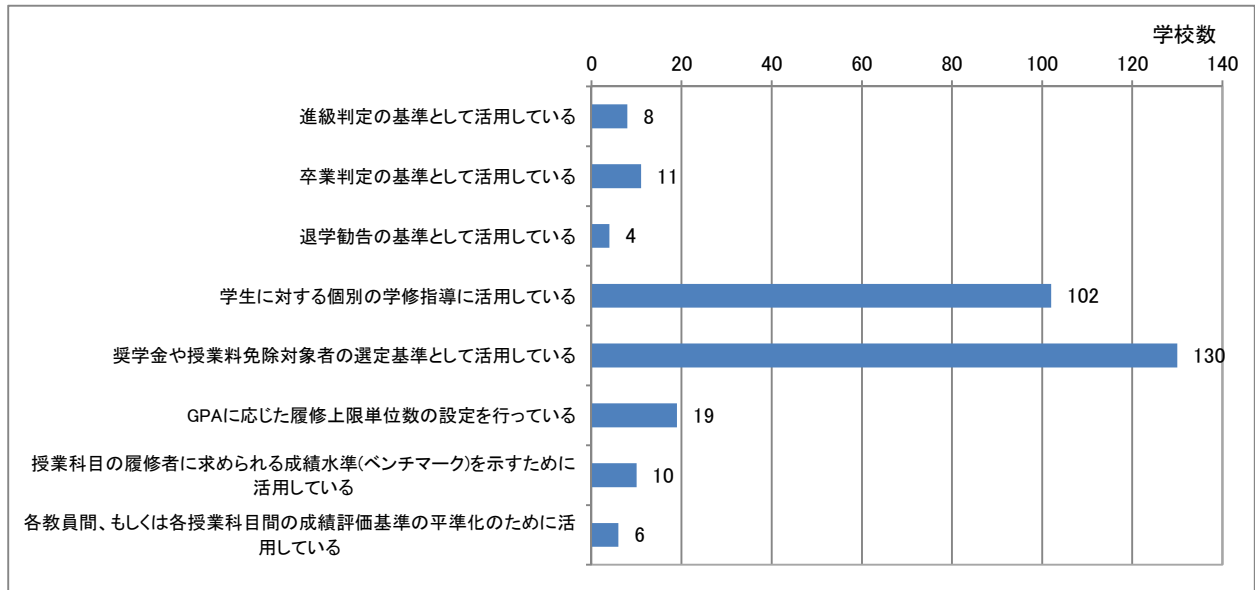
(12) GPA制度の活用

シラバス等で授業方法・計画ともに成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を行うことが求められているが、例えば、現在米国において一般に行われている成績評価方法である「GPA制度」は、平成24年現在、171大学（約49%）で導入されている。GPAは主に奨学金・授業料免除の基準や学修指導に活用されており、進級判定や卒業判定の基準、教員・授業科目間の成績評価の平準化への活用は少数である。

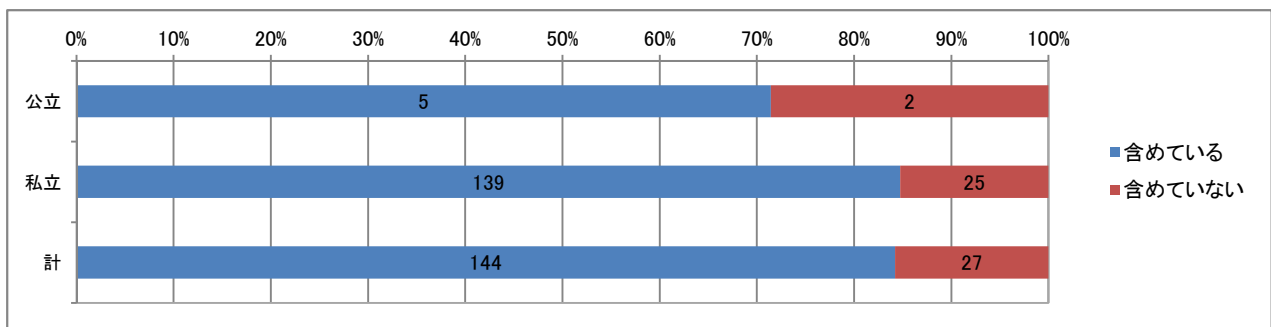
①成績評価におけるGPA制度の導入の状況



## ② GPAの具体的な運用方法



## ③ GPAの算出の際、不可の科目のGPを含めているか。



GPA制度：

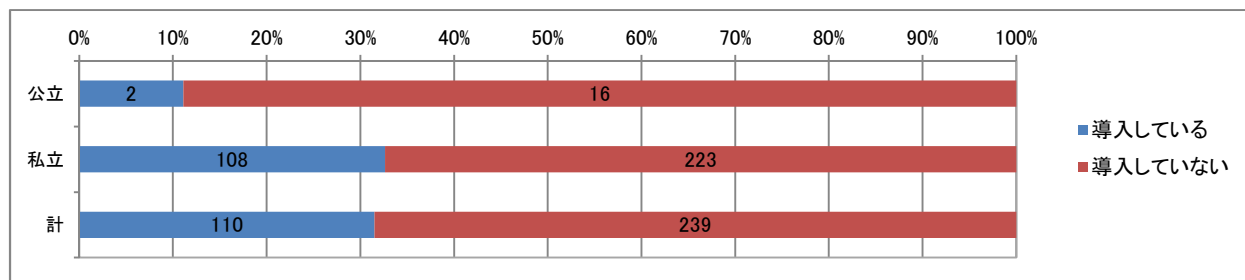
授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A，B，C，D，E）で評価し、それぞれに対して、4，3，2，1，0のように数値（グレート・ポイント：GP）を付与し、この単位あたりの平均（グレート・ポイント・アベレージ：GPA）を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

## 2. 開かれた大学づくり

### (1) 修業年限の弾力化の状況

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修して卒業する「長期履修学生制度」については、110大学（約32%）が導入し、計426人の学生が長期履修生として受け入れられている。

#### ①長期履修学生制度の導入の有無



#### ②長期履修学生の平成24年度受入れ人数及び平成24年5月1日現在在籍者数

(単位：人)

	H24 受入れ人数	H24.5.1 在籍者
公立	20	56
私立	146	370
計	166	426

長期履修学生制度：

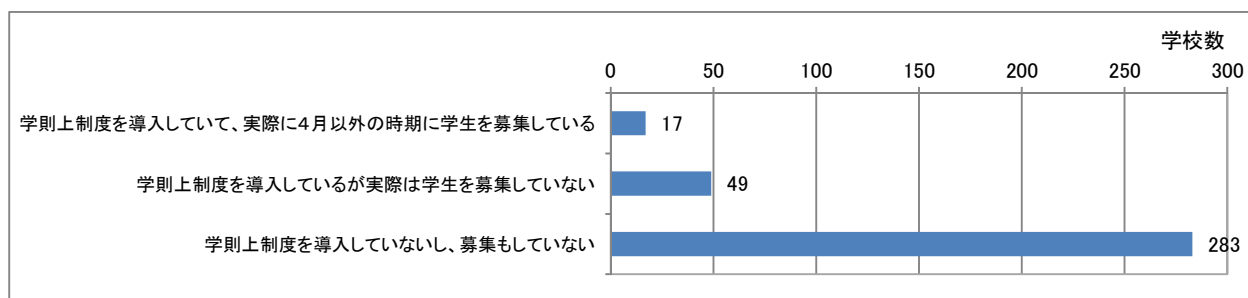
短期大学設置基準第16条の2に基づき、学生個人が職業等を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業させる制度のことを言う。

### (2) 入学・卒業時期の弾力化の状況

平成19年の学校教育法施行規則の改正により、学年の始期及び終期は学長が定めることとされているが、学則上4月以外の時期に入学を受け入れる制度を導入し、実施に4月以外の時期に学生を募集している短期大学は17大学（約5%）にとどまる。

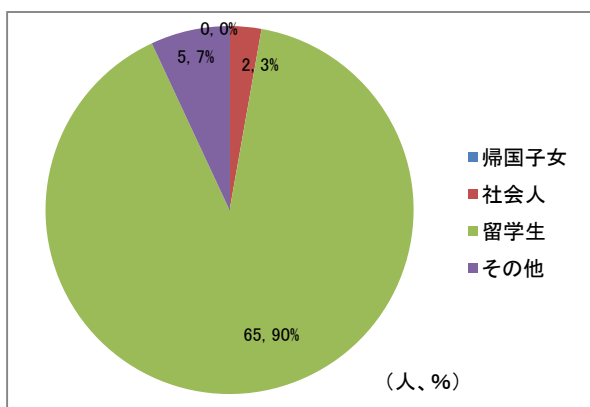
4月以外の時期の入学者の約90%が留学生であり、また、入学時期は9月あるいは10月のみでその他の月に入学する者はいなかった。

#### ①4月以外の時期に入学を受け入れる制度の導入状況

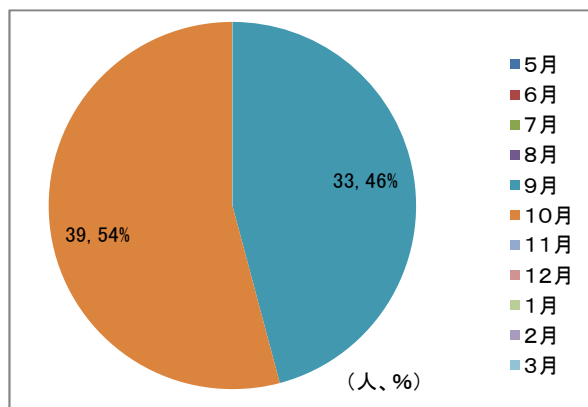


② 4月以外の時期に入学させた学生数と入学月別内訳

【4月以外の時期に入学させた学生数】



【入学月別内訳】

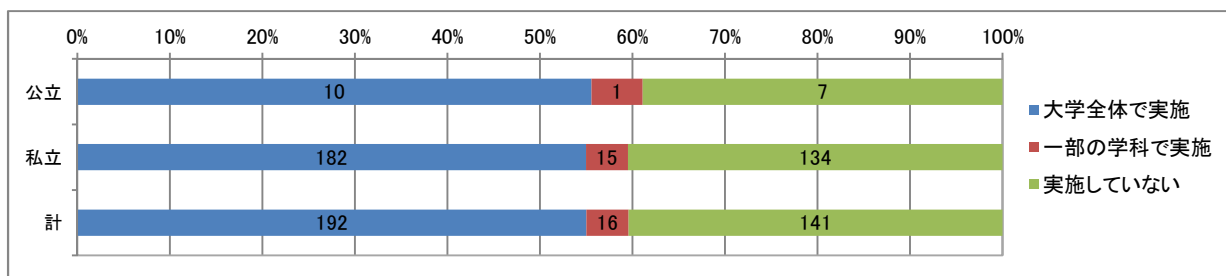


(3) 他の大学との単位互換制度等の実施状況

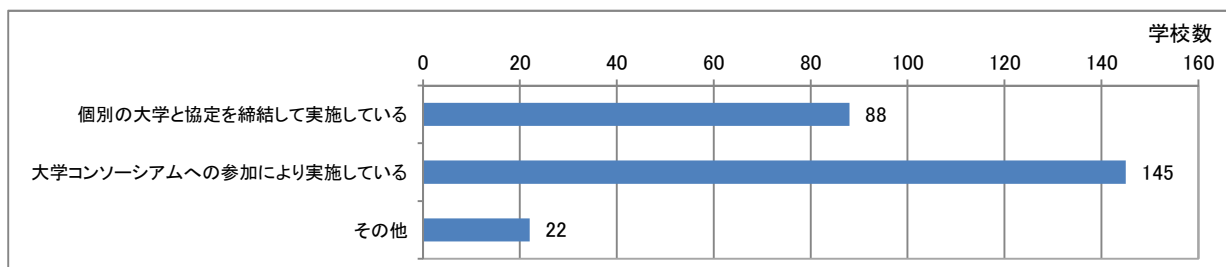
国内の他大学との単位互換制度を実施している短期大学は208大学（約60%）となっており、うち約70%は大学コンソーシアムへの参加により実施している。

また、国外との大学とは54大学（約15%）において単位互換制度を実施している。

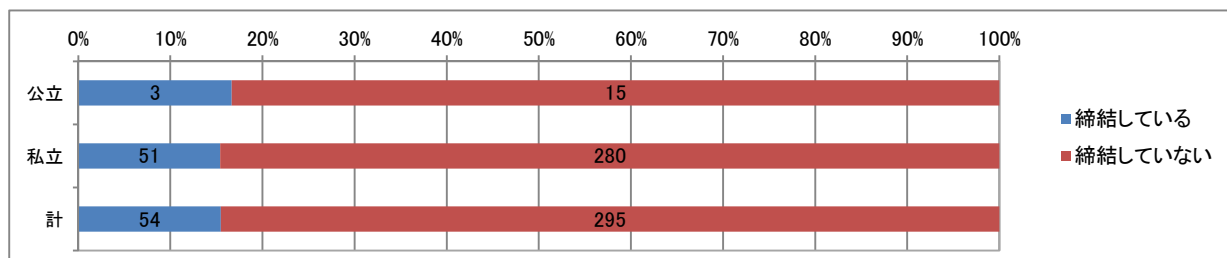
①国内の大学との単位互換制度の実施状況



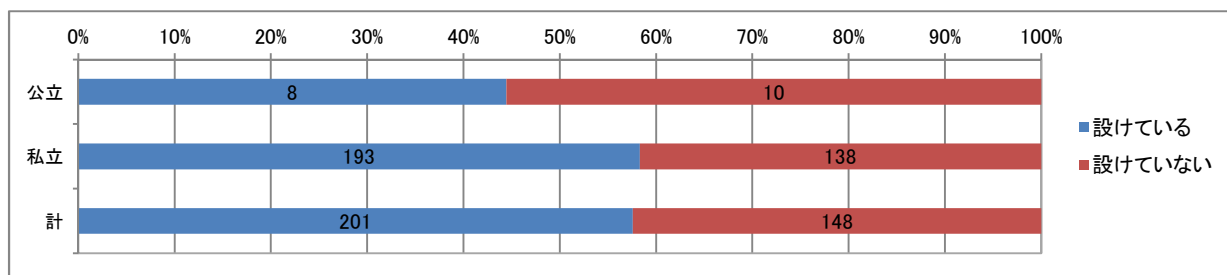
② ①を実施している場合の実施方法



### ③ 国外の大学との単位互換制度の実施状況



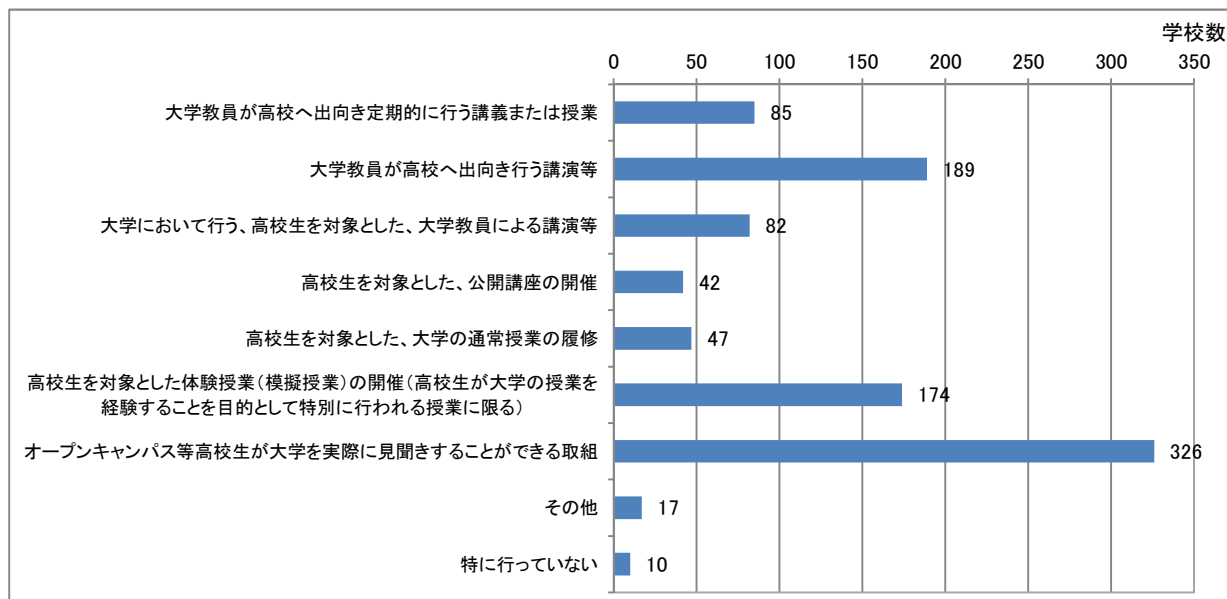
### (4) 大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度の状況



### (5) 高大接続の状況

#### ① 高校生が大学教育に触れる機会について

高校生が大学教育に触れる機会として大学が行っている取組としては、「オープンキャンパス等」が最も多く、次いで「高校生を対象とした体験授業の開催」「大学教員が高校へ出向き行う講演等」が多くなっている。

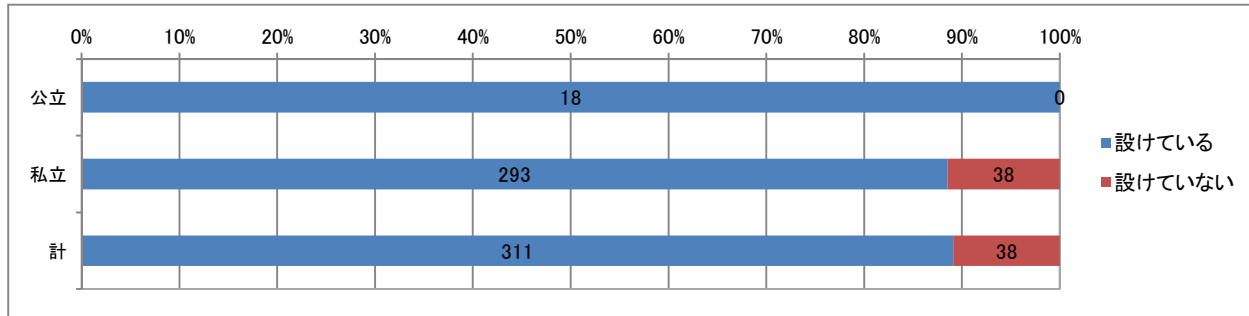




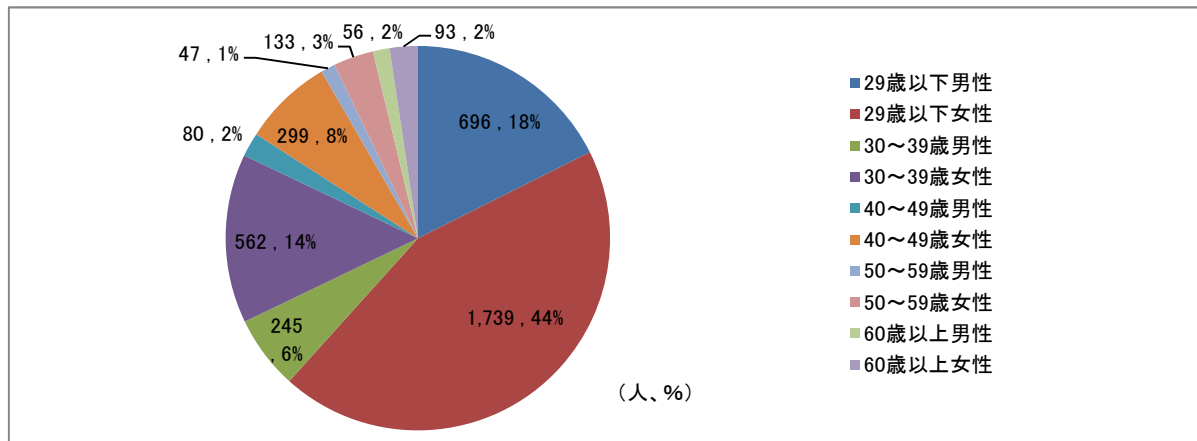
(6) 社会人学生の受入れ

社会人特別選抜制度を設けている短期大学は311校（約89%）で、社会人特別選抜制度によって入学した学生は29歳以下が約62%を占める。

①社会人特別選抜制度を設けている大学数



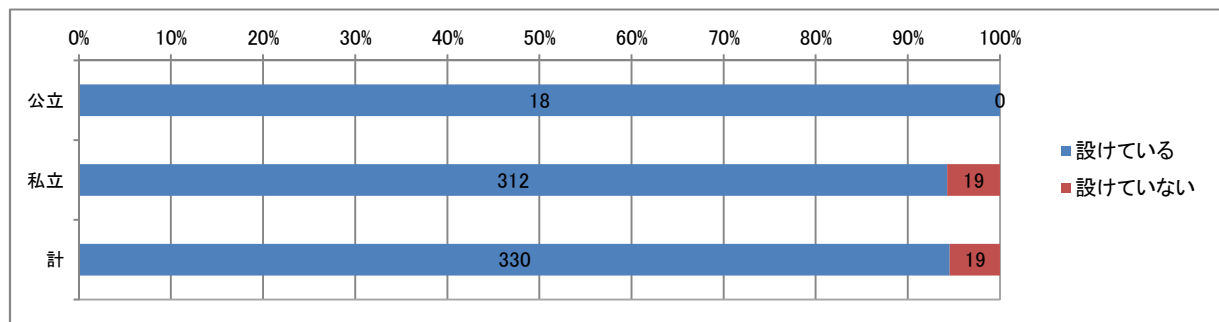
②社会人学生の年齢別状況



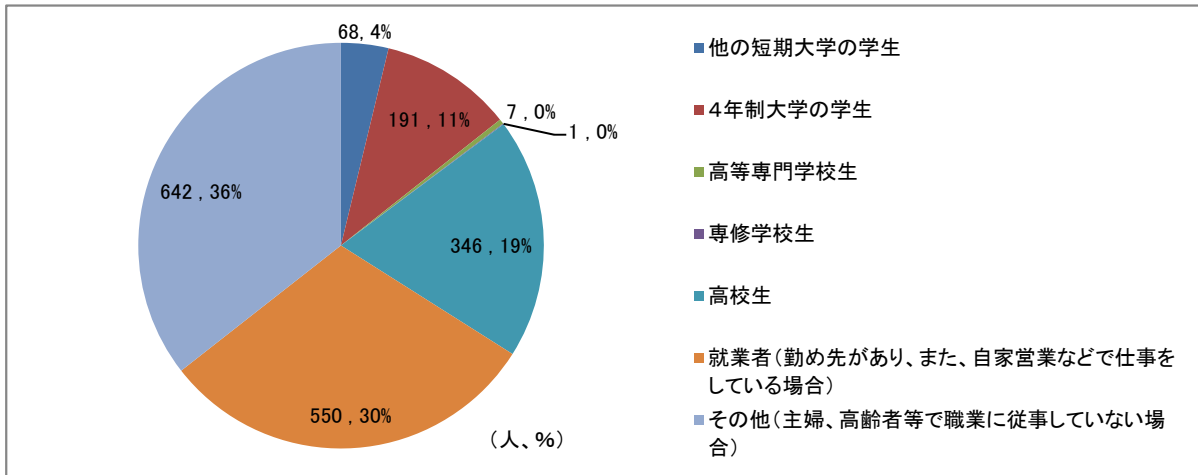
(7) 科目等履修生の受入れ状況

当該短期大学の学生以外の者に、パートタイム形式による大学教育を受ける機会を広く認め、その履修成果に単位を与えることのできる「科目等履修生制度」が活用されており、平成24年度現在、330大学（約95%）が科目等履修生制度を設けている。

①科目等履修生の受入れ制度を設けている大学数



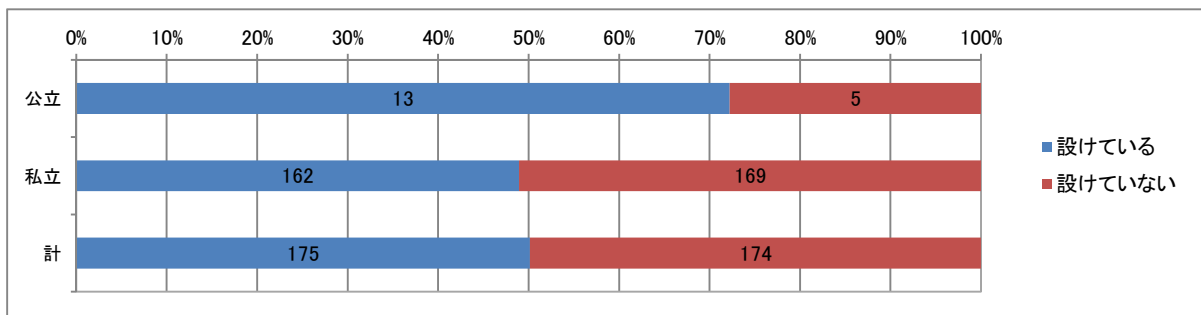
②受講生の属性別の受入れ人数



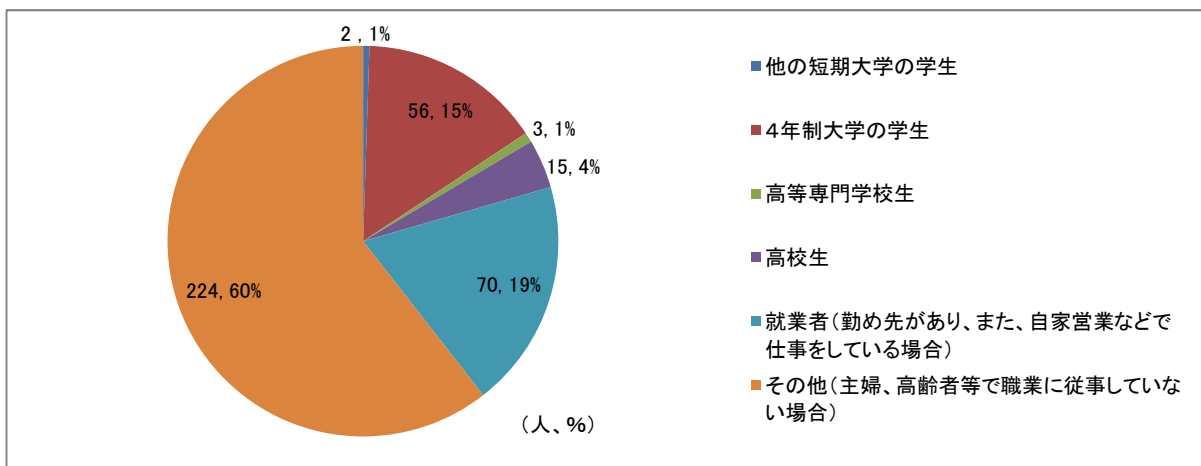
(8) 聴講生の受入れ状況

聴講生の受入れ制度を設けている短期大学は175大学(約50%)で、主婦、高齢者等の受入が約60%を占めている。

①聴講生の受入れ制度を設けている大学数(制度を設けているものの、実績人数がない場合も含む)。



②聴講生の属性別の受入れ人数

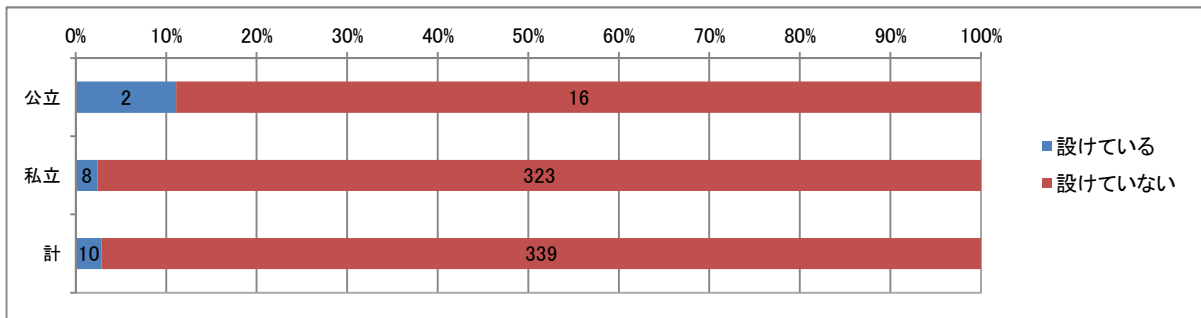


※「聴講生」とは、教育課程の全部の履修を目的とする正規の学生とは異なり、授業の一部を履修することを目的として、学則によって慣行的に認められてきたものであり(法令に直接の根拠はない)、その区分、履修内容等についても各大学の学則等により定められるが、科目等履修生のように履修した授業科目の単位認定は行われないものを指す。

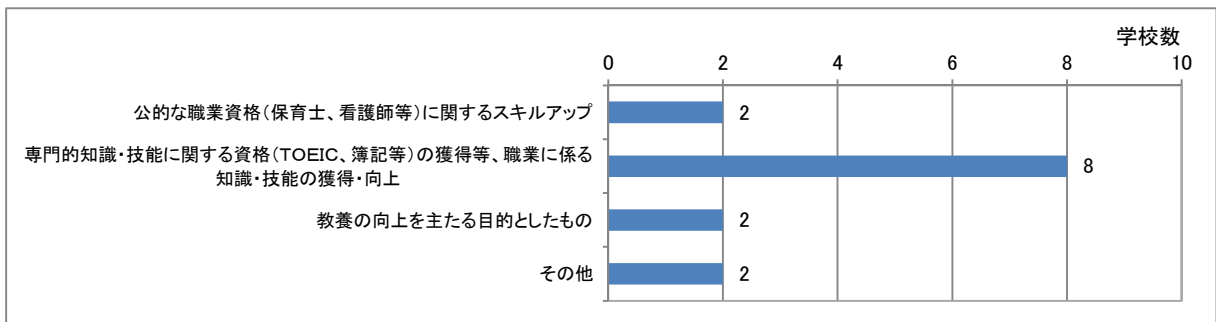
(9) 履修証明プログラムの実施状況

「履修証明プログラム」は、120時間以上の特別な課程として編成されるもので、大学は、学校教育法の定めにより、課程の修了者に証明書を交付することができる。平成24年度においては全10大学計14プログラムが実施されており、証明書交付者数は233人となっている。

①学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条に基づく履修証明プログラムの開設の状況



②履修プログラムを開設している場合、その内容



③受講者数

(単位:人)

	公立	私立	合計
受講者数	16	529	545

④履修証明書の交付人数

(単位:人)

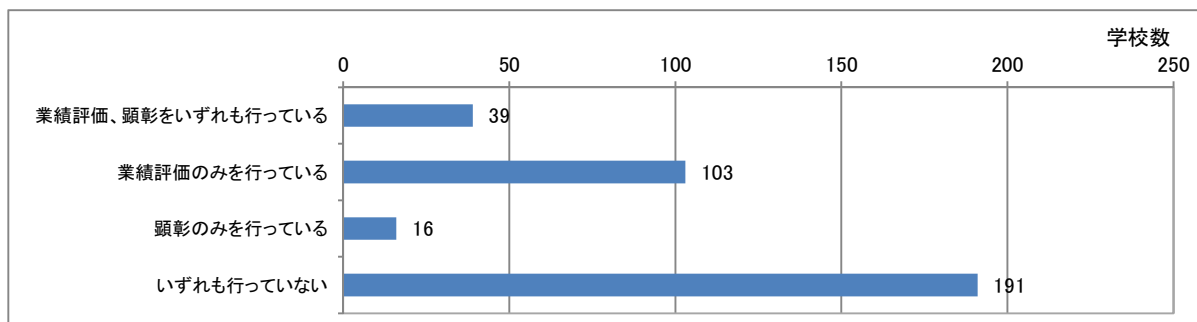
	公立	私立	合計
交付人数	14	219	233

### 3. 運営組織の活性化

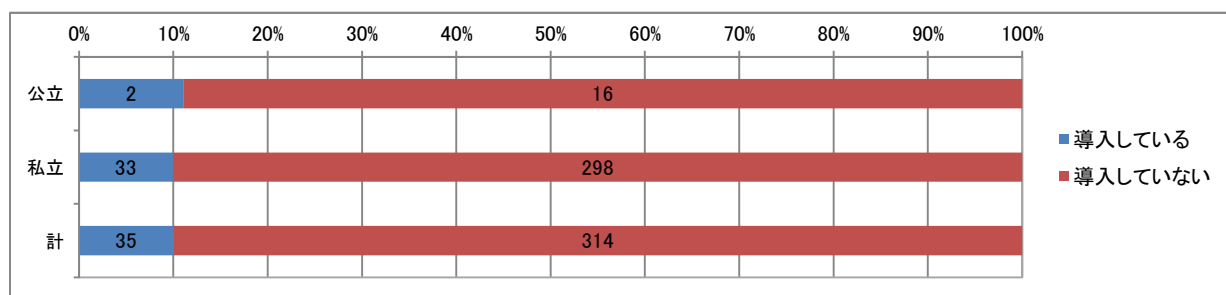
教員の教育面における評価のための工夫等

教員の教育面における業績評価や顕彰を実施している短期大学は158大学（約45%）となっている一方、ティーチング・ポートフォリオの導入を行っている短期大学は35大学（約10%）となっている。

#### ①教員の教育面における業績評価、顕彰の実施状況



#### ②ティーチング・ポートフォリオの導入大学数



ティーチング・ポートフォリオ：

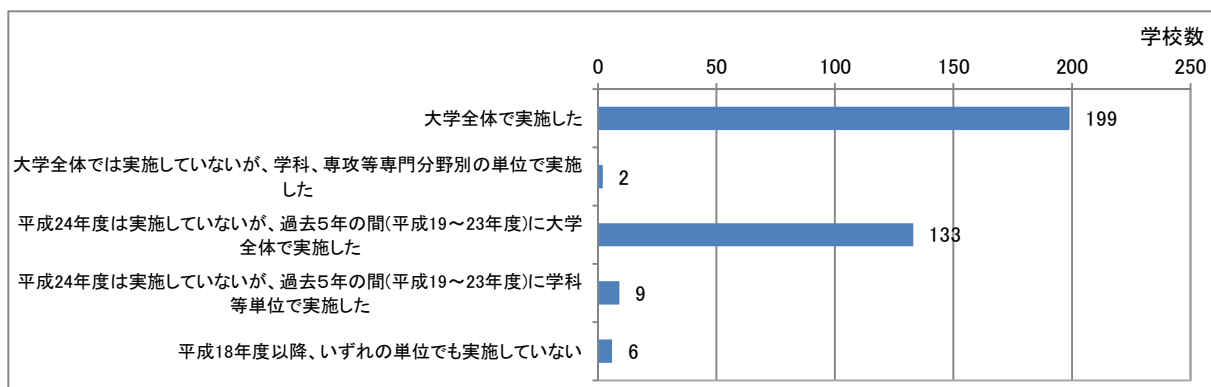
大学等の教員が自分の授業や指導において投じた教育努力の少なくとも一部を、目に見える形で自分及び第三者に伝えるために効率的・効果的に記録に残そうとする「教育業績ファイル」、もしくはそれを作成するに際しての技術や概念及び、場合によっては運動を意味するもの。ティーチング・ポートフォリオの導入により、①将来の授業の向上と改善、②証拠の提示による教育活動の正当な評価、③優れた熱心な指導の共有、などの効果が認められる。

#### 4. 自己点検・評価、認証評価、学生による授業評価の実施の状況

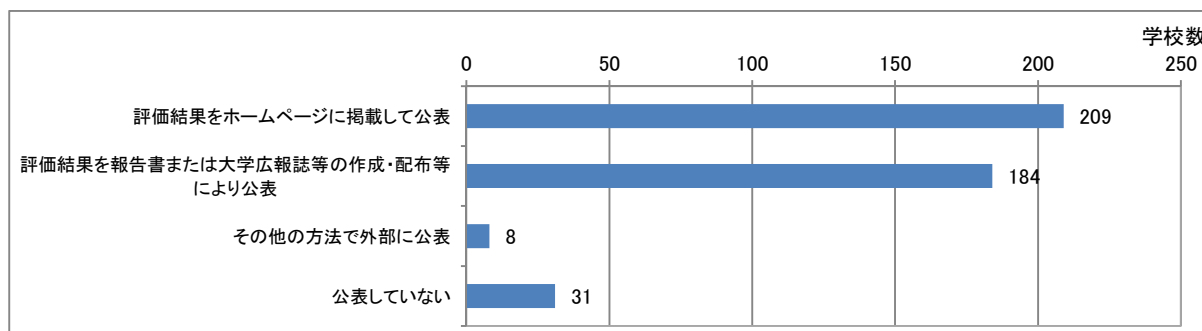
##### (1) 自己点検・評価の実施状況

平成19年度から平成24年度の間、332大学（約95%）で全学的な自己点検・評価が実施されている。また、平成19年度から平成24年度の間、自己点検・評価を実施した短期大学のうち、312大学（約91%）が結果を外部に公表している。

##### ①平成19年度から平成24年度の間、全学的な自己点検・評価を実施した大学数

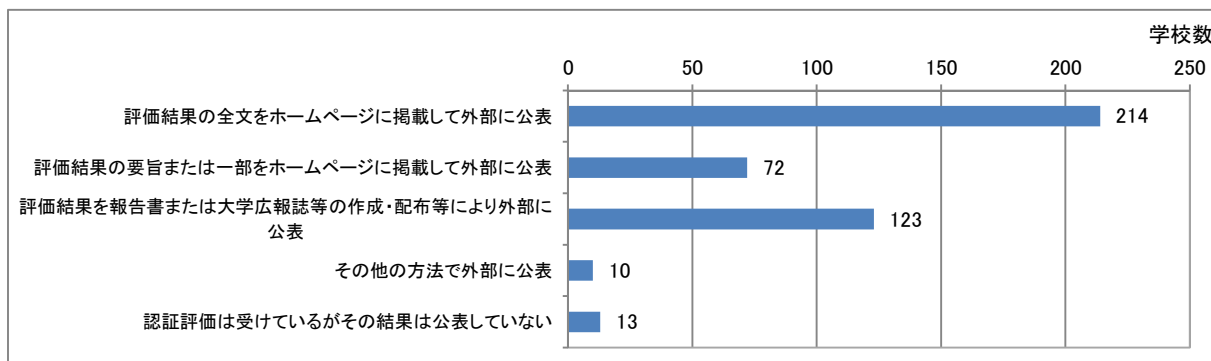


##### ②評価結果の公表方法



##### (2) 認証評価結果に関する情報の公表状況

336大学（約96%）において認証評価結果が公表されており、うち214大学（約64%）が評価結果の全文をホームページに掲載している。

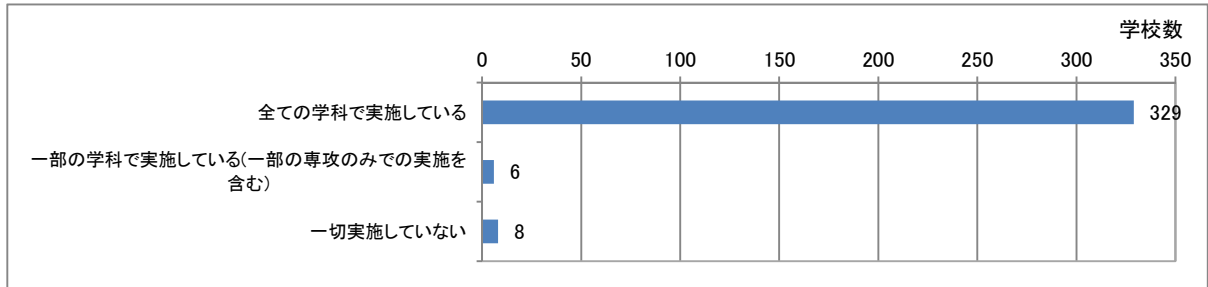


### (3) 学生による授業評価の実施状況

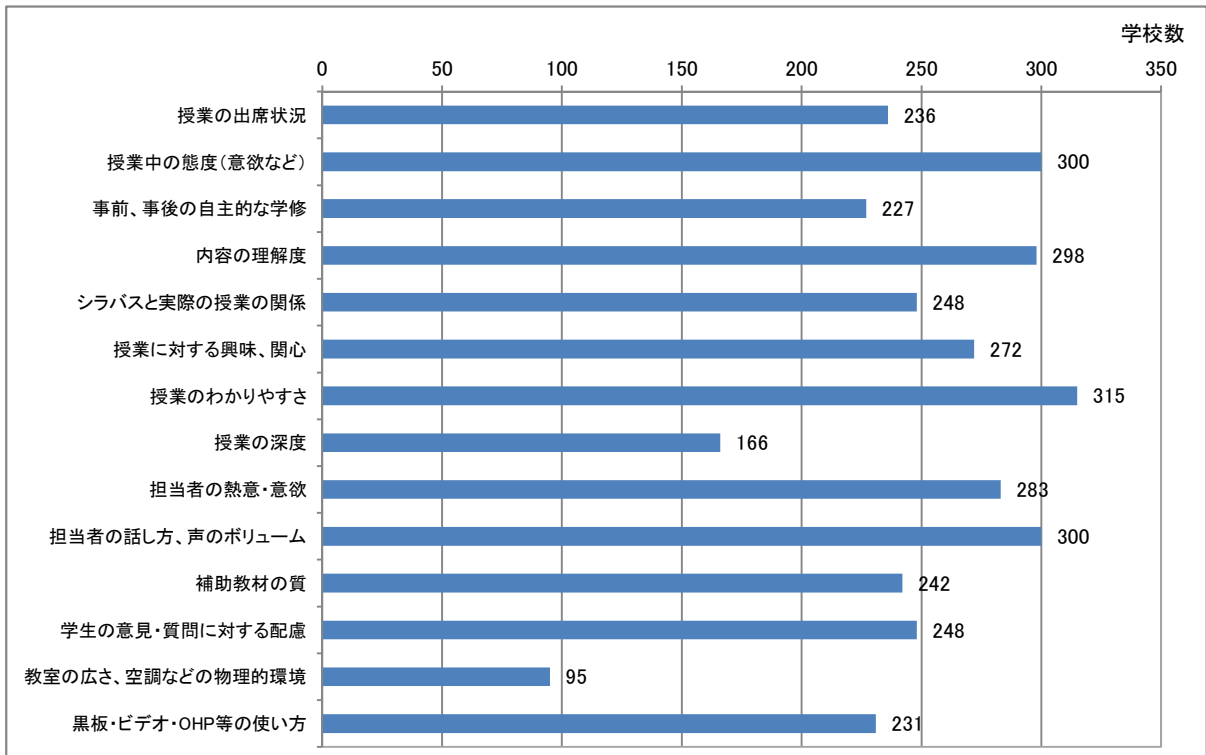
平成24年度現在、全ての学科で学生による授業評価を実施している短期大学は329大学（約94%）となっている。

評価項目として、「授業のわかりやすさ」「授業中の態度（意欲など）」「担当者の話し方、声のボリューム」を挙げる短期大学が多かった。

#### ①学生による授業評価の実施状況



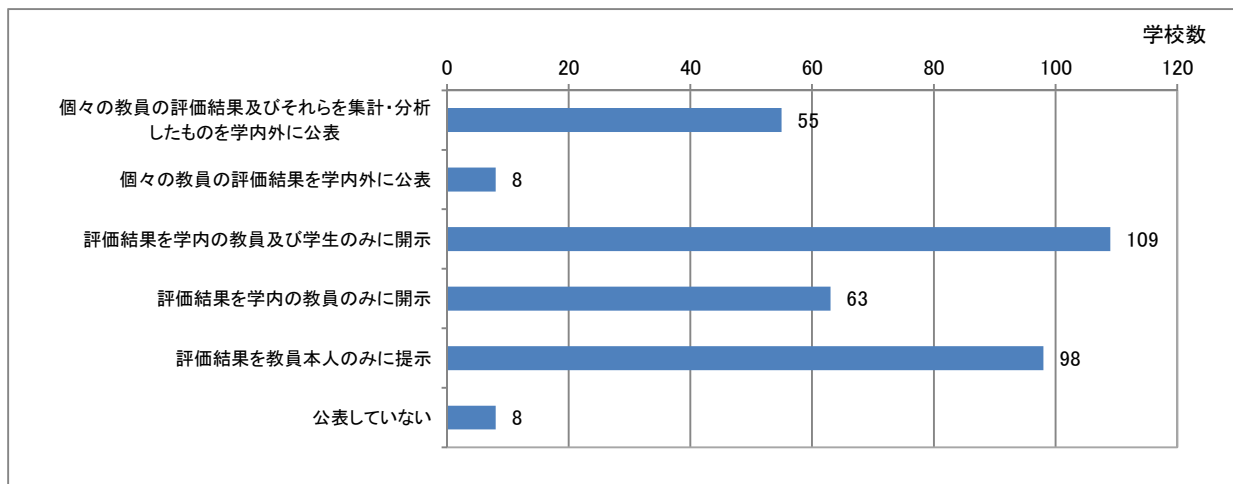
#### ②学生による授業評価における評価項目



#### ③学生による授業評価結果の取り扱いの状況

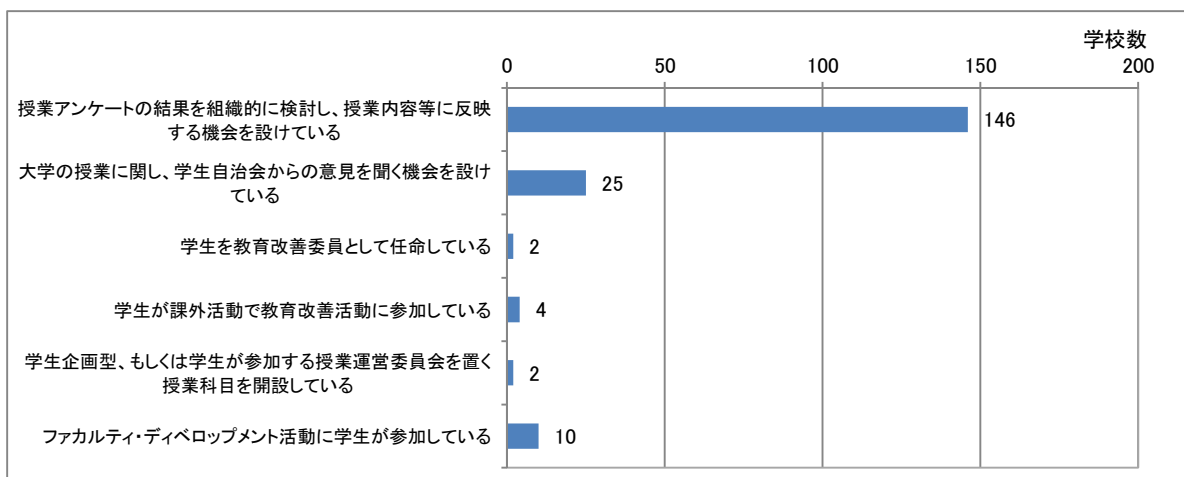
平成24年度における学生による授業評価の取扱い状況は以下の通りであり、「評価結果を学内の教員及び学生のみを開示」している短期大学数は109大学となっている。これと「評価結果を学内の教員のみを開示」「評価結果を教員本人のみを開示」とする短期大学数を合わせると270大学となり、授業評価の結果を学内のみで活用している短期大学は約8割となっている。

その一方、「評価結果及びそれらを集計・分析したものを学内外に公表」している短期大学数は55大学（約15%）となっている。



#### ④授業評価に関する特徴的な取組

平成24年度における学生による授業評価の特徴的な取組としては、「授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている」との回答が146大学（約42%）と最も多く、次いで25大学が「大学の授業に関し、学生自治会からの意見を聞く機会を設けている」、10大学が「ファカルティ・ディベロップメント活動に学生が参加している」と回答している。



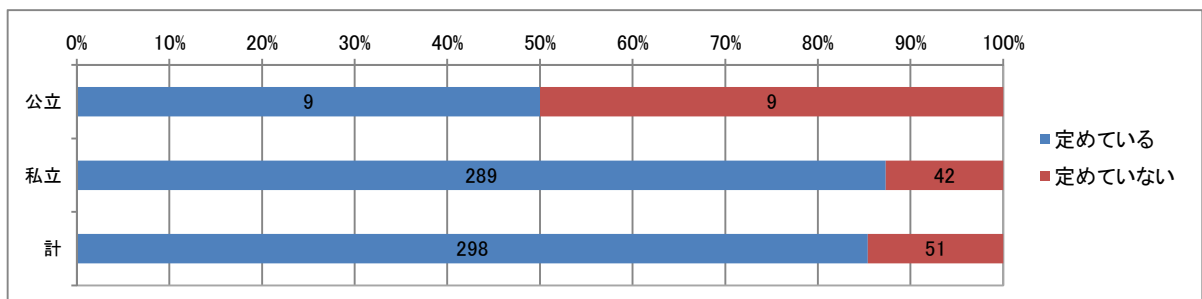
## 5. 学位授与の方針等の策定と公表の状況

### (1) 学位授与の方針等の策定と公表の状況

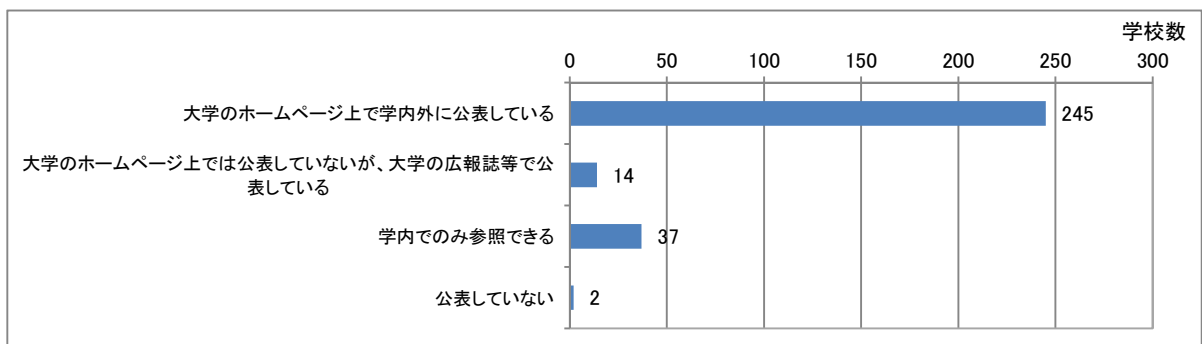
平成20年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（以下「学士答申」という。）では、大学に期待される取組として、大学全体や学部・学科等の学位授与の方針を定め、それを学内外に対して積極的に公表することが求められている。

平成24年度においては、大学全体で学位授与の方針を定めている短期大学は298大学（約85%）となっており、うち245大学（約82%）が大学のホームページ上で学内外に公表している。

#### ①大学全体において学位授与の方針を定めている大学



#### ②大学全体における学位授与の方針を学内外への公表の状況



学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）：

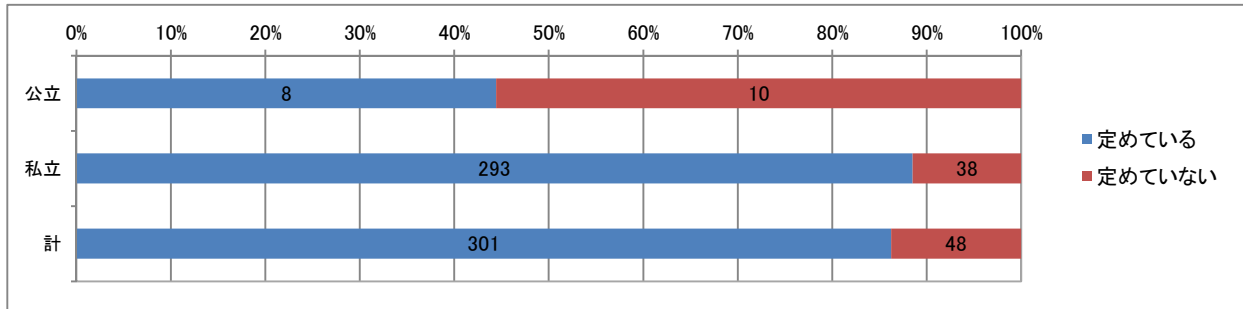
大学が学位を授与するにあたり、学生が大学教育を通じて修得すべき知識・能力等の到達目標を定めたもの。各大学は、自ら定める人材養成の目的に沿って学位授与の方針を定め公表することで、教育課程を修めることにより、どのような知識・能力等が身につくことになるのかを明確に示すことが求められる。

### (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

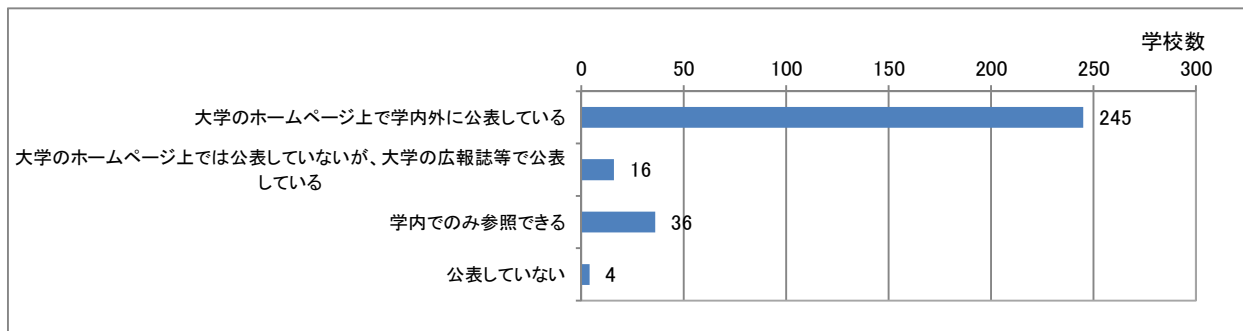
平成24年度においては、「教育課程編成・実施の方針」を定めている短期大学は301大学（約86%）となっており、うち245大学（約81%）が大学のホームページ上で学内外に公表している。



①人材養成の目的や教育研究上の目的に即した、教育課程編成・実施の方針の制定している大学数



②教育課程編成・実施の方針の学内外への公表の状況



教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）：

明確化された人材養成の目的や教育研究上の目的をもとに、各大学・学科等が、その達成に向け、順次性のある体系的、構造的な教育課程を編成するにあたっての方針。

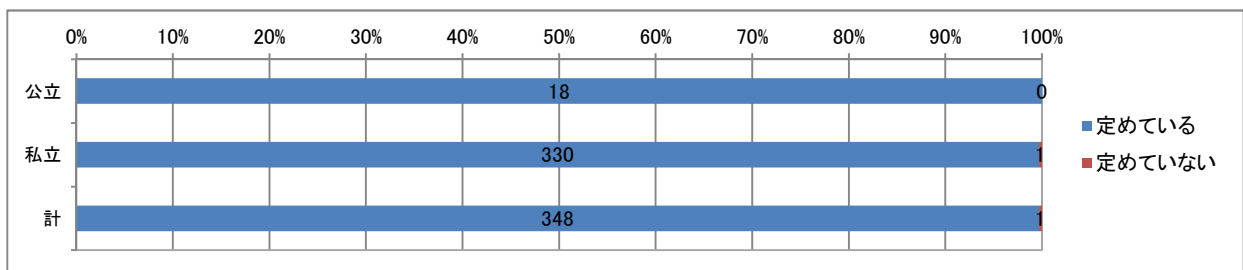
この方針により提供される教育課程（カリキュラム）を修めることにより、学生は当該学問分野に関する知識・能力を体系的に身につけることが期待されている。

(3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

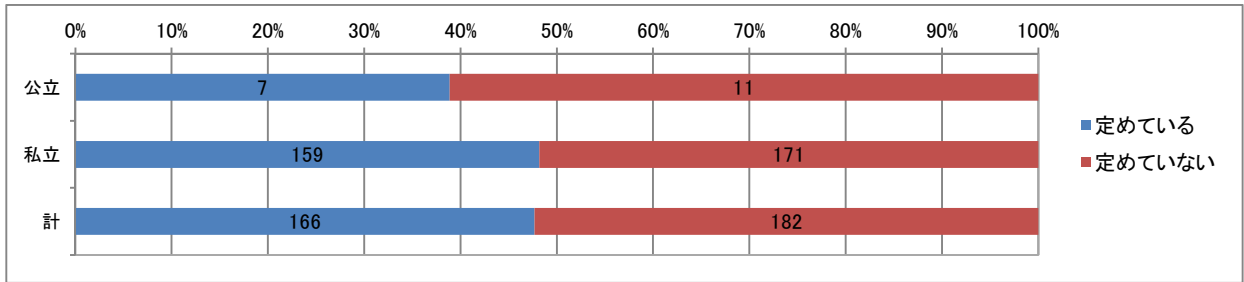
平成24年度において、「入学者受入れの方針」を定めている短期大学は348大学（約99%）となっており、求める学生像だけではなく、高等学校段階で修得しておくべき内容・水準を具体的に定めている短期大学は166大学（約48%）であった。

また、多くの大学において、入学者受入れの方針を大学のホームページ上で学内外に公表している。

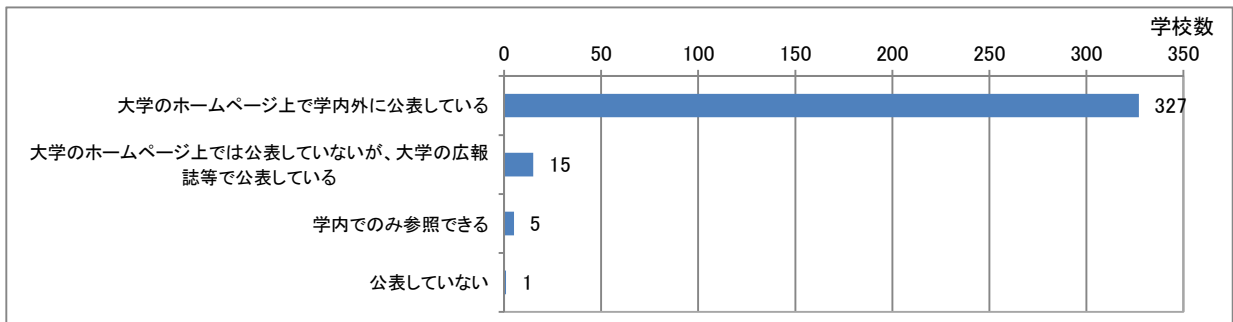
①入学者受入れの方針を定めている大学



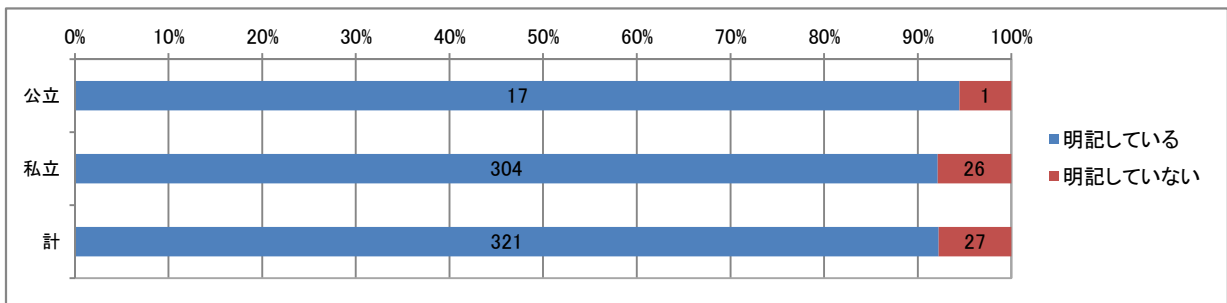
② 求める学生像等だけでなく、高等学校段階で修得しておくべき内容・水準を具体的に定めている大学



③ 入学者受入れの方針の学内外への公表状況



④ ①のうち、募集要項に明記している大学



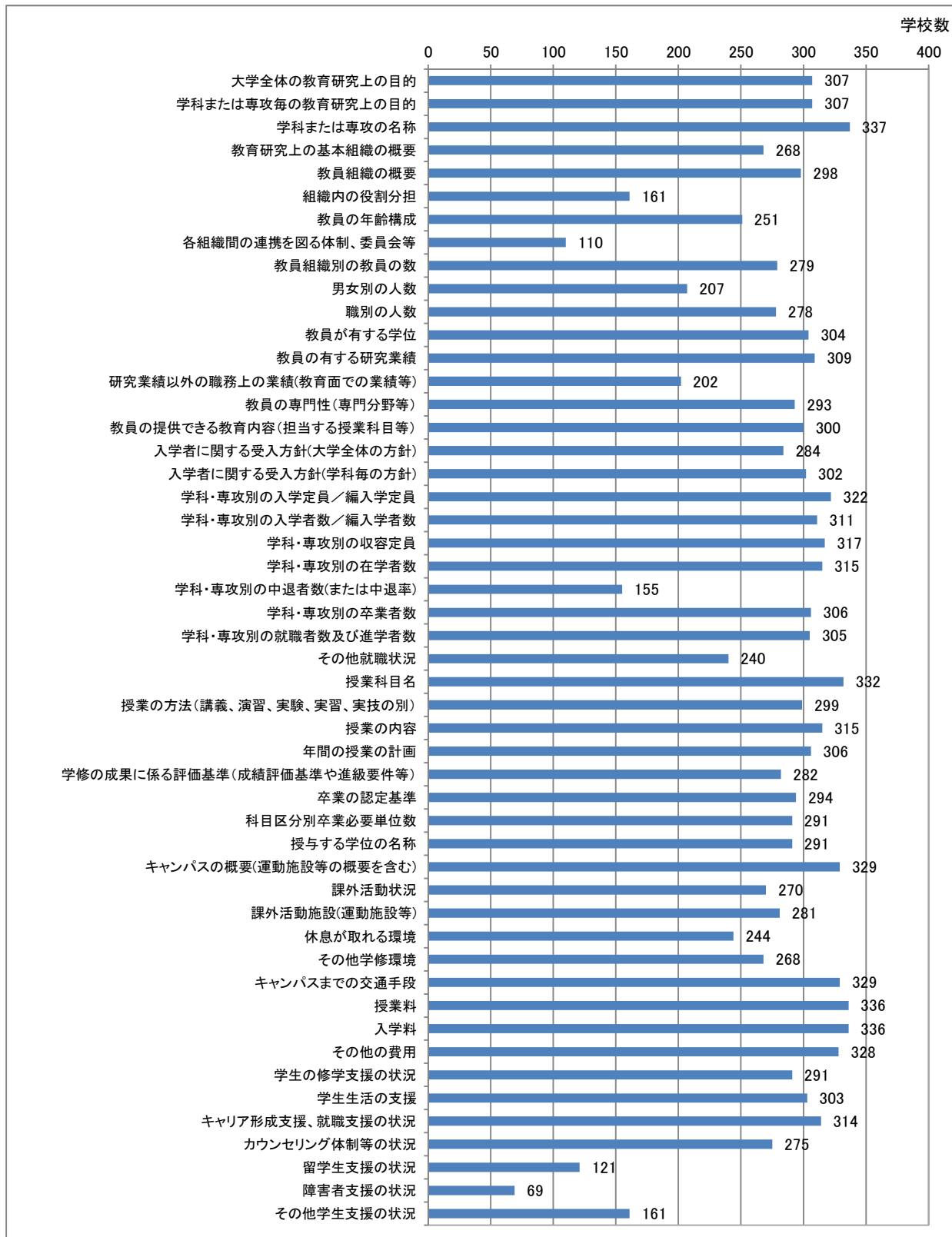
入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）：

各大学・学科等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたものであり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。

## 6. 大学における情報の積極的な公表

平成22年6月の学校教育法施行規則の改正により、各大学は教育研究活動等の状況についての情報を公表することとされている。平成24年度におけるホームページでの情報の公表状況は、以下の通り。

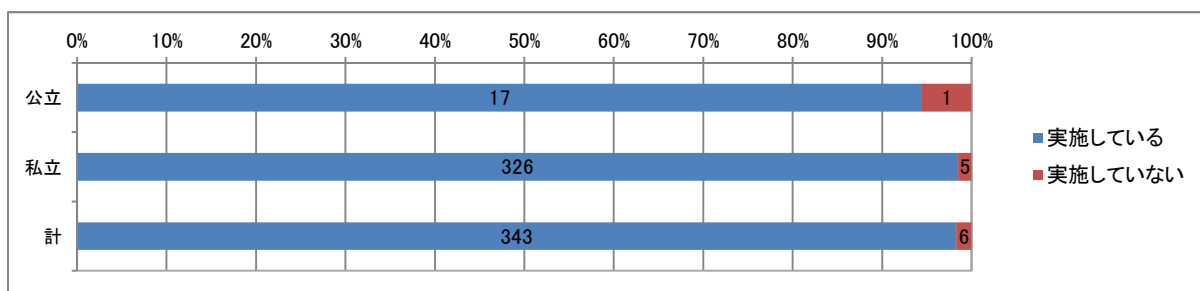
### ホームページの具体的な掲載内容



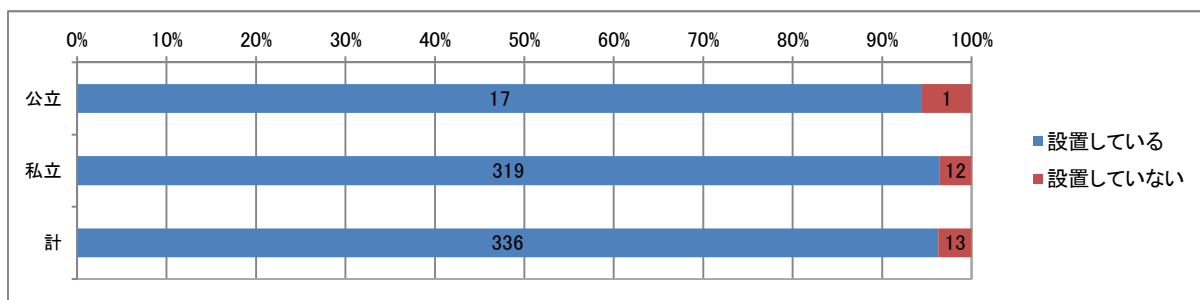
## 7. セクシュアル・ハラスメント等防止のための取組

大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止については、各大学において、啓発活動の実施や相談体制の整備等の取組が進められている。平成24年度において、大学全体で学生・教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント等防止の取組を実施している短期大学は343大学（約98%）、学内全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している短期大学は336大学（約96%）となっている。

### ①大学全体で学生・教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント等防止の取組を実施している大学



### ②セクシュアル・ハラスメント等に関し、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学

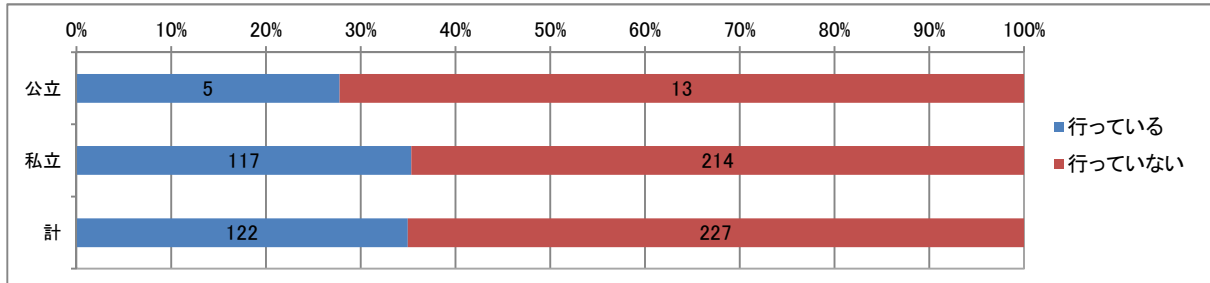


## 8. 学生の学修時間・学修成果等の把握の状況

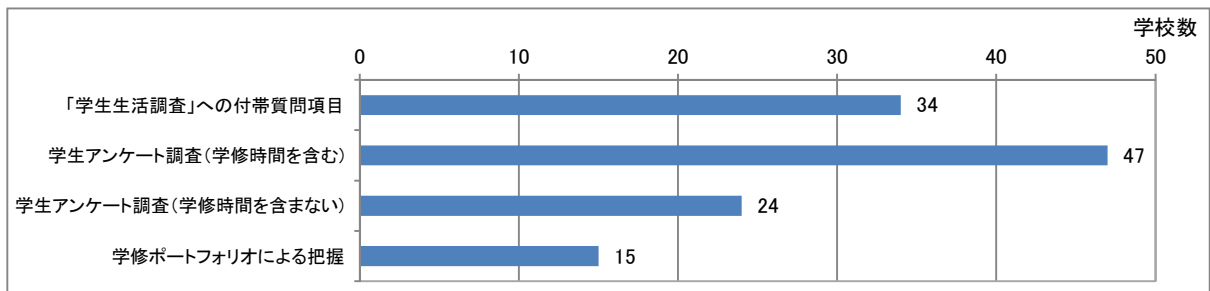
### (1) 学生の学修時間・学修成果等の把握の状況

学生の学修時間・学修行動の把握を行っている短期大学は122大学（約35%）となっており、学生アンケート調査により把握している大学が最も多い。

#### ① 学生の学修時間・学習成果等の把握の実施の状況

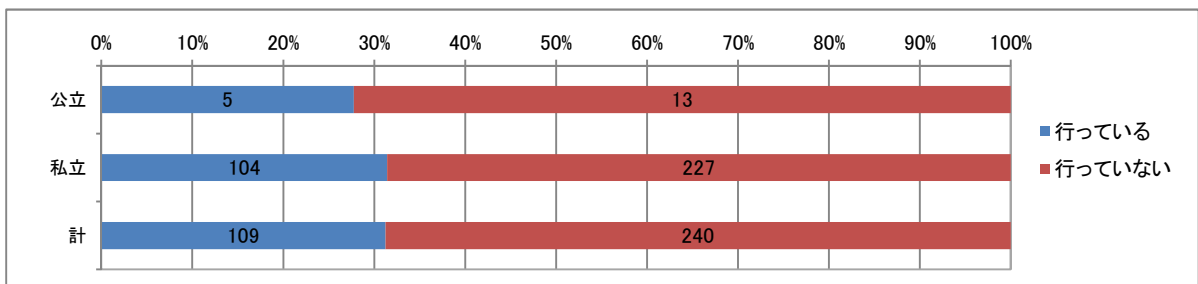


#### ② 学生の学修時間・学修行動の調査方法



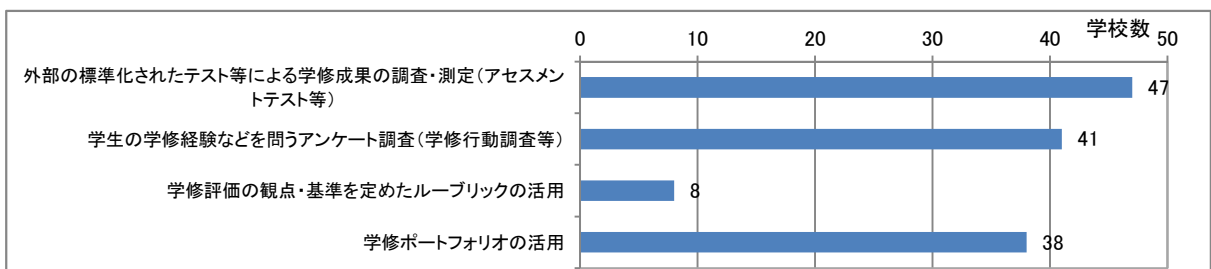
### (2) 課程を通じた学修成果の状況の把握

#### ① 課程を通じた学習成果の状況の把握の実施の有無



※ここでいう「過程を通じた学生の学修成果の把握」とは、単に大学として単位の認定や学位の授与を行う、あるいは卒業判定を行うということではなく、②に掲げるような手法を用いるなどにより、より客観的な測定方法で学生の学修成果の把握を行う場合が対象となる。

#### ② ①で行っていると回答した場合の把握方法

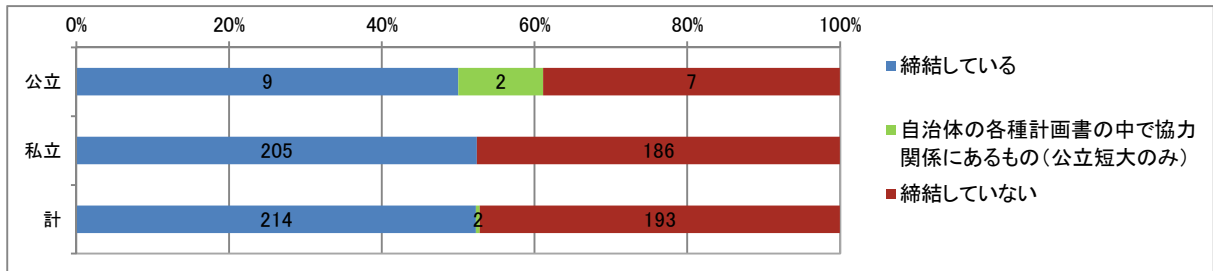


## 9. 地域貢献・連携

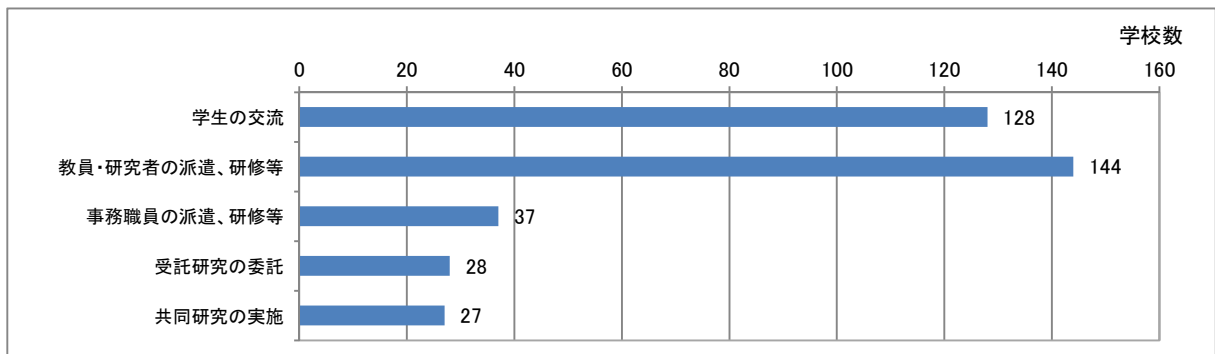
### (1) 自治体等との協定

自治体等との協定を締結している短期大学、自治体の各種計画書の中で協力関係にある短期大学（公立短期大学のみ）は216大学であり、教員・研究者の派遣、研修や学生の交流を内容としている短期大学が多い。

#### ①自治体等との協定締結の状況



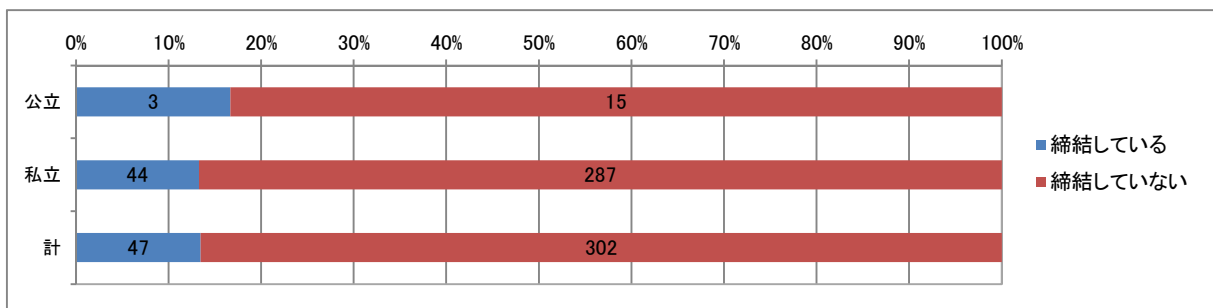
#### ②協定の内容



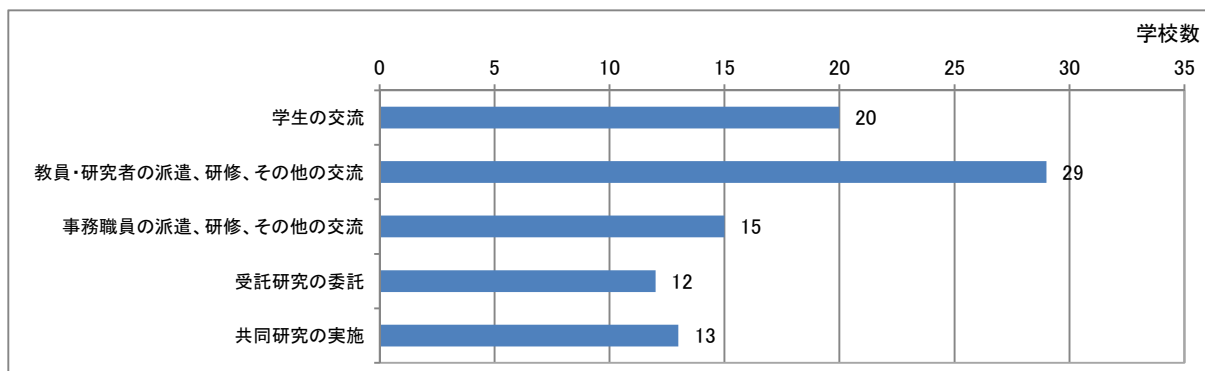
### (2) 地元企業等との協定

地元企業等との協定を締結している短期大学は47大学であり、教員・研究者の派遣、研修や学生の交流を内容としている短期大学が多い。

#### ①地元企業等との協定の締結



## ②地元企業等との協定の内容

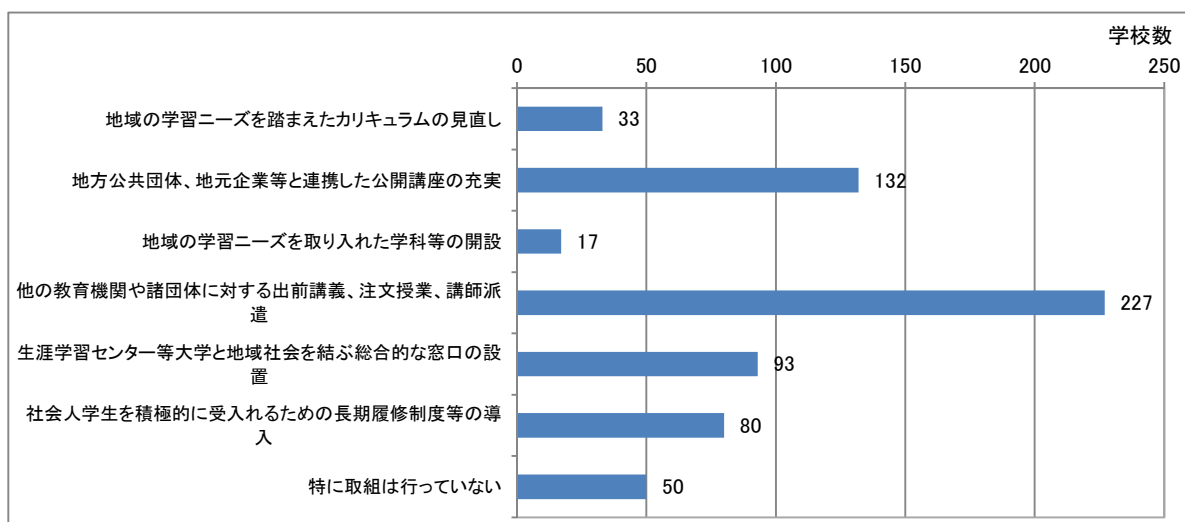


## (3) 地域の学習ニーズにこたえるための取組の状況

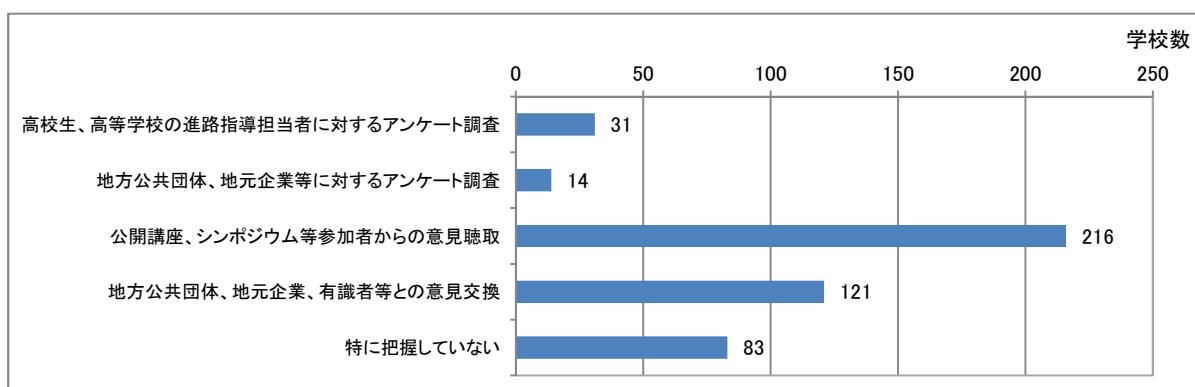
地域の学習ニーズにこたえるための取組を実施している短期大学は299大学（約86%）で、他の教育機関や諸団体に対する出前講義、注文授業、講師の派遣といった取組を行っている大学が多い。

また、そのニーズは公開講座、シンポジウム等参加者からの意見聴取により把握している大学が多い。

### ①地域の学習ニーズにこたえるために行った取組



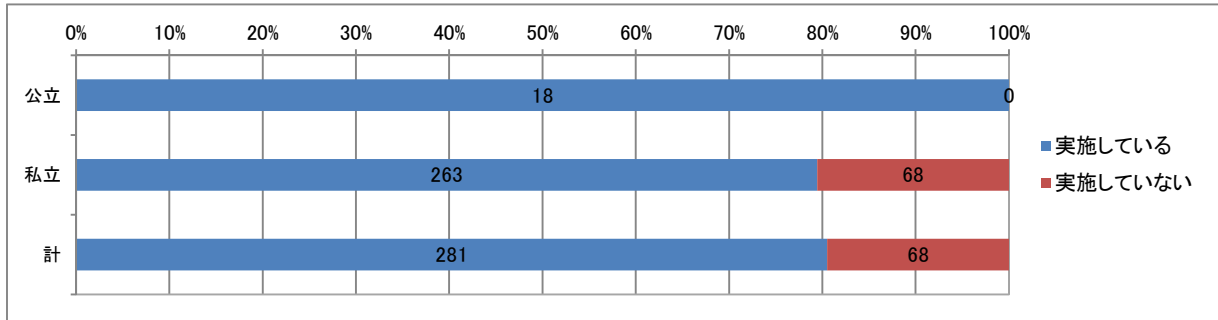
### ②地域の学習ニーズの把握方法



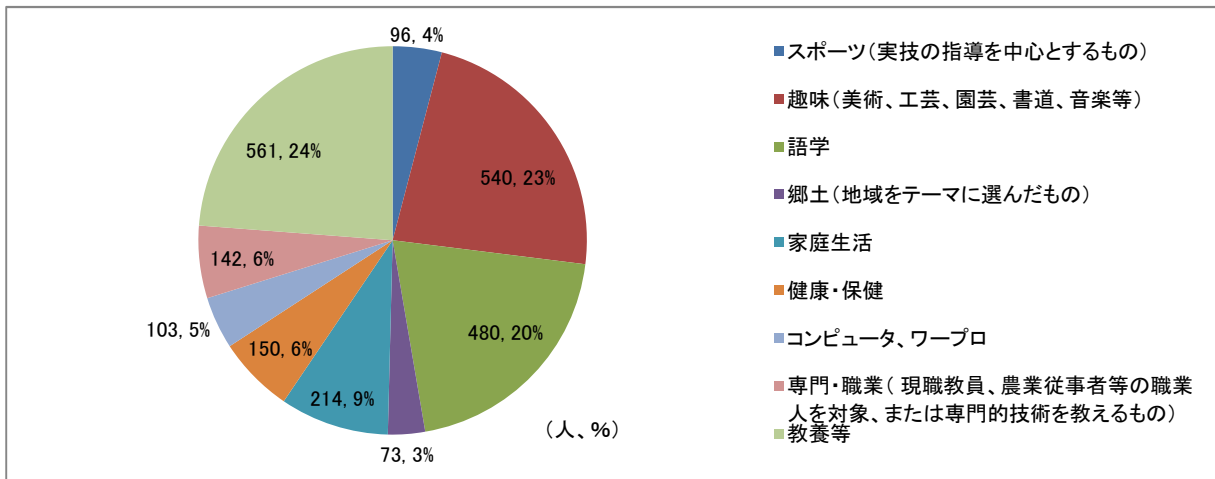
(4) 公開講座

281大学(約81%)において公開講座を実施しており、教養等や美術、工芸などの趣味の分野の講座を実施している短期大学が多い。

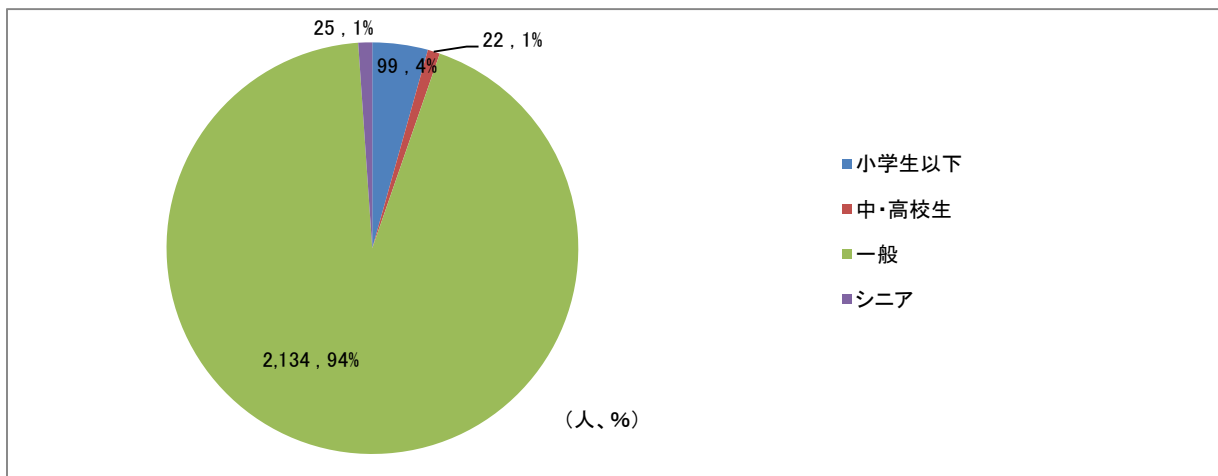
①公開講座の実施状況



②実施している分野



③受入れ人数



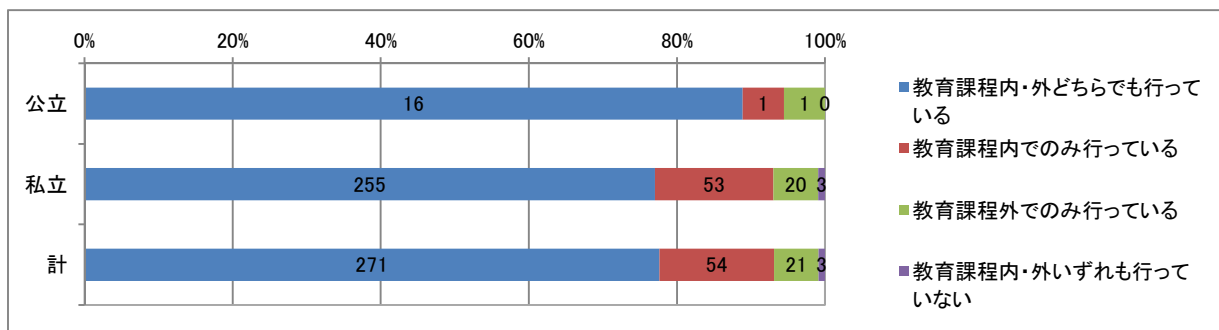


## 10. キャリア教育の取組状況

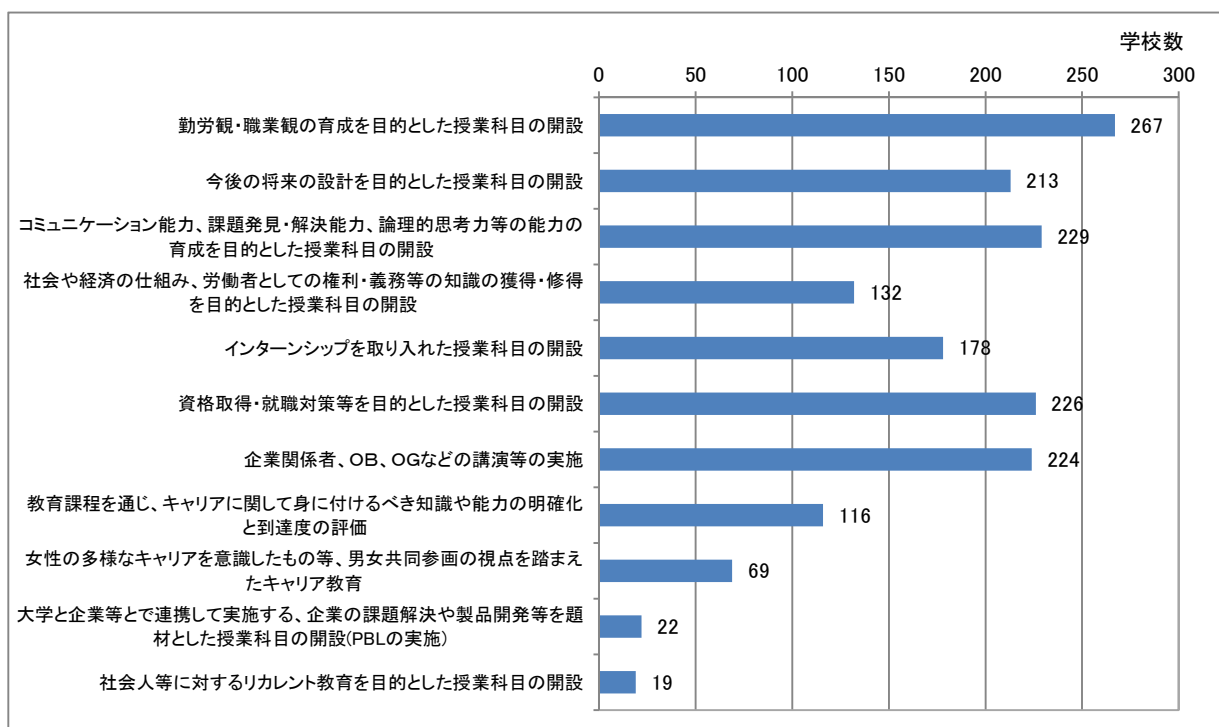
キャリア教育を実施している短期大学は271大学（約78%）となっている。このうち、キャリア教育を教育課程内で実施している短期大学は325大学（約93%）、教育課程外で実施している短期大学は292大学（約84%）となっている。

また、教育課程内での具体的な取組については、「勤労観・職業観の育成」、「コミュニケーション能力や課題発見・解決能力等の能力育成」を目的とした授業科目の開設が多く見られ、一方教育課程外においては、「企業関係者、OB、OGなどの講演の実施」、「資格取得・就職対策等を目的とした特別講義等の開設」が多く見られる。

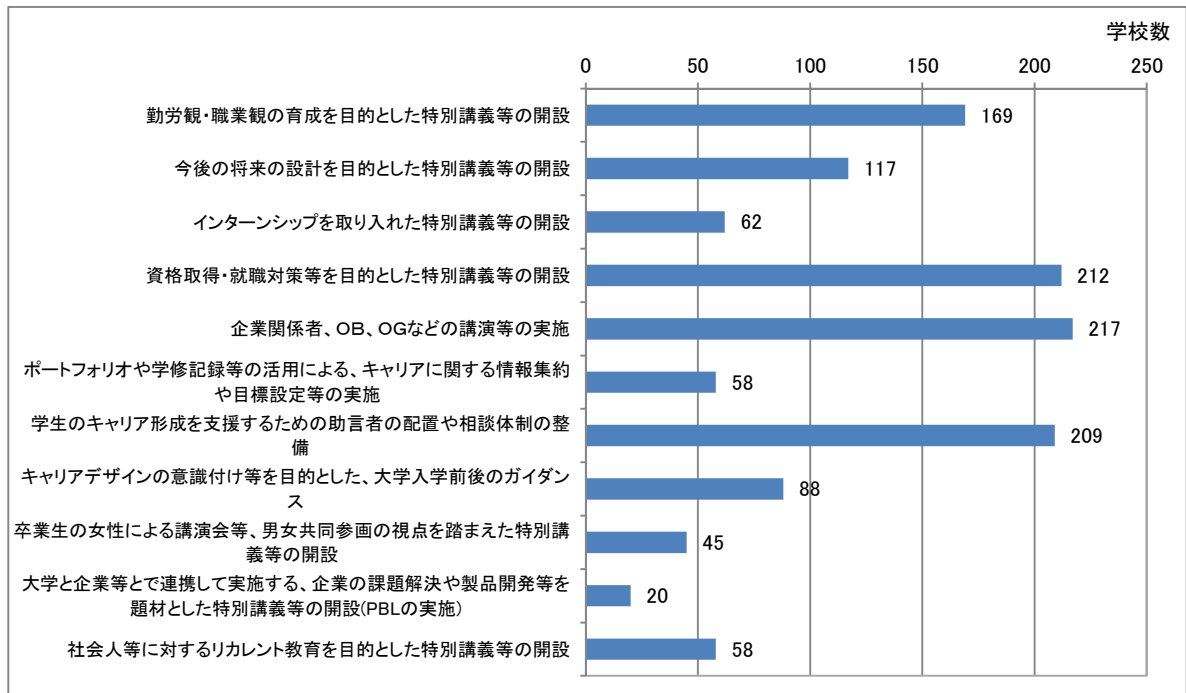
### ①キャリア教育の実施状況



### ②教育課程内での取組の内容



### ③教育課程外での取組の内容



## 11. 教学マネジメントに関する特徴的な取組

教学マネジメントに関する取組としては、「学内の教員間での教育改善に関する認識の共有」、「明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築」、「学長を中心とする運営体制の確立」を行っているとの回答が多い。

